

令和 3 年度

那覇市の男女共同参画事業概要

那 覇 市

平和交流・男女参画課

令和 4 年 1 2 月

なは男女共同参画都市宣言

私たちは、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざし、ここに那覇市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、性別にとらわれず一人ひとりが自立し、個性と能力が響きあうまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに仕事、家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 私たちは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる分野に男女がともに等しく参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、互いの性を尊重しあい、対等なパートナーとして認めあい、協働できるまちをめざします。
- 1 私たちは、地球環境を守り、世界へ平和を発信し、交流の輪を広げるまちをめざします。

1998年9月28日 那 覇 市

「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言 (レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成 27 年 7 月 19 日
那 覇 市

目 次

1	男女共同参画行政の概要	1
	(1) 沿革	
	(2) 令和3年度男女共同参画事業行政組織表	
2	那覇市男女共同参画 推進体制図	8
3	施策の体系	9
4	令和3(2021)年度決算	10
5	令和3(2021)年度事業概要	10
	(1) 男女共同参画計画の推進に関すること	
	(2) 女性センター管理運営事業	
	ア 施設の概要	14
	イ なは女性センターの利用状況	14
	・部屋別利用状況	
	・なは女性センター利用団体一覧	15
	ウ なは女性センター蔵書利用状況	16
	エ 相談業務	17
	・問題別相談受付状況、内訳、グラフ	
	オ なは女性センター講座一覧	20
	・各講座の内容や受講者アンケートなど	
6	令和4(2022)年度予算	30
7	令和4(2022)年度事業概要	30
8	令和4(2022)年度年間行事予定	31
9	那覇市の審議会等委員への女性登用状況	32
10	那覇市における主査級以上の女性職員	33

11 条例・規則・規程等

○那覇市男女共同参画推進条例	35
○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱	37
○那覇市男女共同参画会議規則	40
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程	41
○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱	43
○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱第6条に係る運用方針	44
○なは市民協働プラザ条例	47
○なは女性センター規則	50
○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための 庁内ネットワーク会議要領	53
○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の 取扱いに関する要綱	54
○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱	56
○男女共同参画社会基本法	58

1 男女共同参画行政の概要

(1) 沿革

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国 内 外 の 動 き
1975(S50)		・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)
1976(S51)	・ 経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を配置 12/2 ・ 「働く婦人の家」建設へ取り組む	・ 「国連婦人の十年」スタート (1976～1985)
1977(S52)		・ 「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置
1979(S54)		・ 国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980(S55)		・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)
1981(S56)	・ 「那覇市働く婦人の家」開設(久茂地公民館との複合施設) 1/17	
1984(S59)		・ 女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正
1985(S60)	・ 那覇市婦人問題行政連絡協議会設置 6/1 ・ 那覇市婦人問題会議設置 10/30 ・ 第 1 回うないフェスティバル開催	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ) ・ 「西暦 2000 年に向けて女性の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択 ・ 「国籍法及戸籍法の一部を改正する法律」施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ) ・ 「女子差別撤廃条約」批准 ・ 「男女雇用機会均等法」の公布 ・ 「労働基準法」の一部改正
1987(S62)	・ 那覇市婦人問題会議から答申「21 世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定」について 3/31	
1988(S63)	・ 「那覇市女性行動計画」策定 3/31 ・ 経済部女性室設置(室長、主査、主事の計 3 人) 4/1 ・ 那覇市女性行動計画関連の用語“婦人”を“女性”に改称 7 月	

年代	なは女性センターの歩み	国内外の動き
1989(H1)	・女性室を経済部から総務部へ機構改革 4/1 ・第6回「日本女性会議」開催 テーマ「女性が創造する平和」を那覇市にて開催	
1990(H2)	・「なは女性史」編さん事業開始 4/1	
1991(H3)	・主事を主査へ変更(室長、主査2人の計3人) 4/1 ・市民女性学講座 '91 開催	・「育児休業法」の公布
1992(H4)	・市民女性学講座 '92 開催 ・「那覇市女性行動計画」推進プラン策定	・「育児休業法」施行
1993(H5)	・市民女性学講座 '93 開催	・世界人権会議(ウィーン) ・女性に対する暴力撤廃宣言 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」の公布 ・中学校家庭科の男女共修開始
1994(H6)	・主査増員(室長、主査3人の計4人) 4/1 ・市民女性学講座 '94 開催 ・「なは女性史証言集」発刊	・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置 ・「男女雇用機会均等法」改正
1995(H7)		・第4回世界女性会議(北京) ・2000年までの指針「北京宣言及び行動綱領」を採択 ・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)
1996(H8)	・非常勤職員配置(指導員4人、相談員2人、女性史編さん員1人の計7人) 4/1 ・「なは女性センター」とまりん5階に開設 10/1(働く婦人の家閉館)	・「男女共同参画2000年プラン」策定
1997(H9)	・那覇市女性問題会議から答申「第2次那覇市女性行動計画策定に向け提言」3/4	・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「介護保険法」成立 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立 ・「労働基準法」成立
1998(H10)	・組織改編(室長、主査2人、主事の計4人) 4/1 ・「第2次那覇市女性行動計画(なは男女平等推進プラン)」策定 9/20 ・なは男女共同参画都市宣言 9/28 ・なは女性史(近代編)「なは・女のあしあと」発刊 9/28	

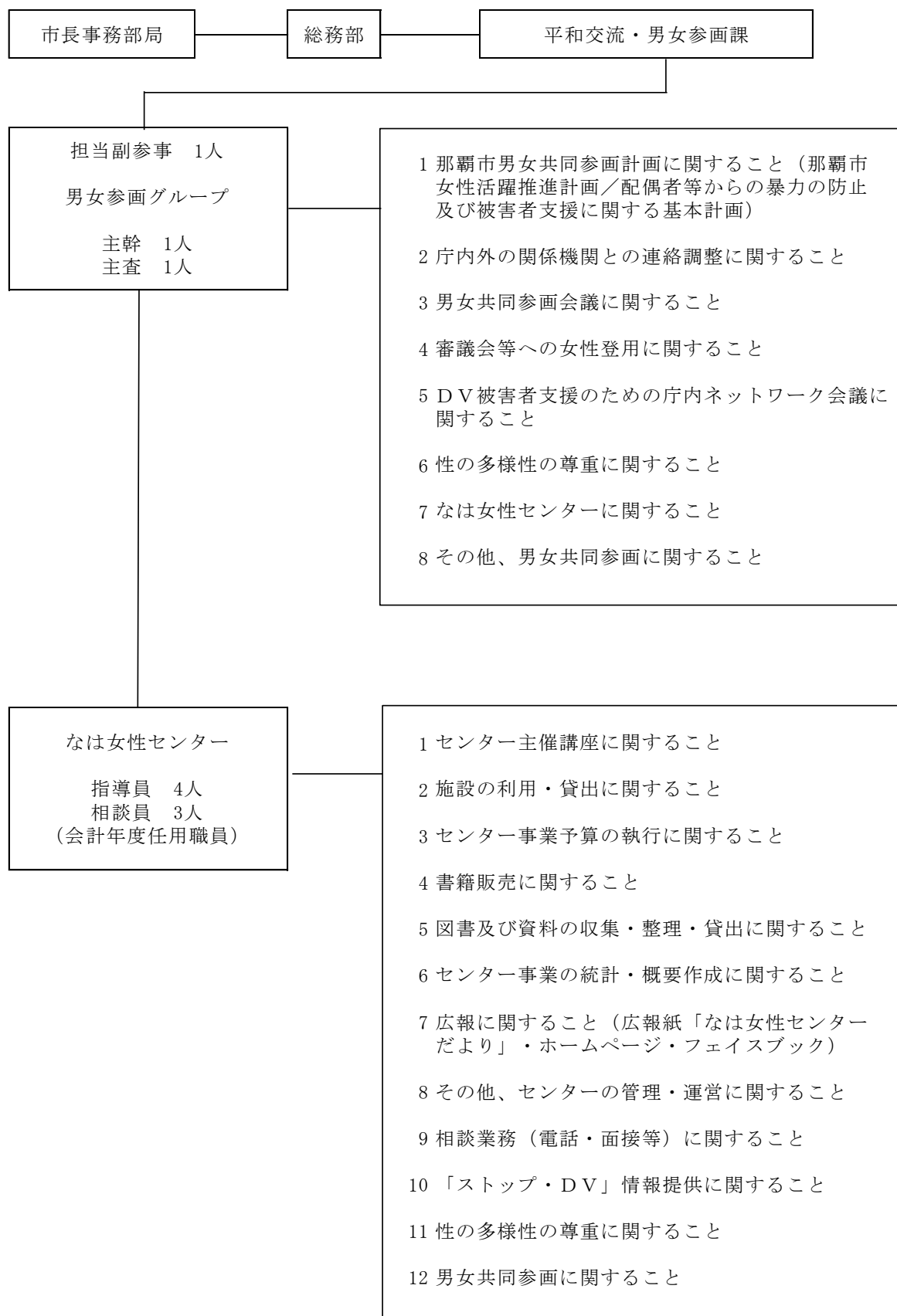
年代	なは女性センターの歩み	国内外の動き
1999(H11)	・「なは女性センター」とまりん5階から4階へ 12/25	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000(H12)	・組織改編(室長、主査3人の計4人) 4/1	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ・「児童虐待防止法」公布、施行
2001(H13)	・なは女性史(前近代編・戦後編)「なは・女のあしあと」発刊 3/30 ・なは女性史編さん事業終了 3/31 ・総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称 ・組織改編(室長、主査2人の計3人) センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) 4/1 ・「なは女性センター」壱川ビル2階へ移転 8/18	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ・「独立行政法人国立女性教育会館」設立
2003(H15)	・「第2次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」改訂版発行 3月 ・「なは女性センター」新都心銘苅庁舎1階に移転 5/25 ・那覇市男女共同参画会議へ諮問「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」 10/23	・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行
2004(H16)	・那覇市男女共同参画会議から答申「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」 3/29	・「DV防止法」改正
2005(H17)	・「那覇市男女共同参画推進条例」議会可決 3/23 ・「那覇市男女共同参画推進条例」施行 4/1 ・組織改編(室長、主査の計2人) 4/1	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定
2006(H18)	・組織改編により市民平和交流室と統合 総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置(室長、平和交流担当:3人、男女参画担当:主幹、担当主査の計6人) 男女参画グループ(主幹、主査)は本庁へ異動 4/1 ・なは女性センター10周年記念講演(講師:広岡守穂さん)をパレット市民劇場にて開催 9/29	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止)
2007(H19)	・組織改編(室長、副参事、主任主事の計3人) 4/1 センター非常勤職員8人(指導員5、相談員3) ・那覇市男女共同参画会議から答申「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)策定に向けての提言」 8/16	・「DV防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「男女雇用機会均等法」施行

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国 内 外 の 動 き
2008(H20)	・「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」策定 ・組織改編により那覇軍港総合対策室と統合 センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) 指導員1人減 ・男女参画グループ(副参事、主任主事)が本庁から女性センターへ異動 ・男女平等週間企画講演会 ①「お父さんだって子育てしたい!!～こうしてパパは、育児を取った～」(講師：山田正人さん)を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ②「これからの私の『働き方』『暮らし方』を考える講座」 (講師：竹信三恵子さん)を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業)	・「DV防止法」改正法 施行
2009(H21)	・組織改編(副参事、主査の計2人) ・那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業を実施 6/1 ・本庁舎建替えに伴う仮庁舎への移転 9/24 (平和交流・男女参画室は、銘苅庁舎2階へ 9/5) ・平成21年度地域人権啓発活動活性化事業人権啓発講演会 「性差を超えて未来をつくる～今こそ女性の出番～」 (講師：堤未果さん)をパレット市民劇場にて開催 3/11	・「育児・介護休業法」改正
2010(H22)	・組織改編(主幹、主査の計2人) ・「組織改編自治体職員のための男女共同参画～ワーク・ライフ・バランスと男女の働き方～」(講師：権丈英子さん)を開催(内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業)	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
2011(H23)	・組織名称変更 平和交流・男女参画「室」から「課」に組織改編 ・「思春期の心と体のための意識啓発事業」の実施(市立中学校10校)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足
2012(H24)	・住民生活に光をそそぐ交付金による意識啓発事業の実施 演劇集団FEC芸人あぎじゃび商店による公演会「DVはいらない!!」をパレット市民劇場にて開催 1/28 ・「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定 3月	
2013(H25)	・地域自殺対策緊急強化基金による庁内研修を実施 ・プライド・イベント「ピンクドット沖縄」をてんぶず館前広場にて初開催(共催事業) 7/14	・「DV防止法」一部改正(法の適用対象の拡大：生活の本拠を共にする交際相手を含む) ・「ストーカー規制法」一部改正(電子メールの連続送信を、つきまとい行為に追加)

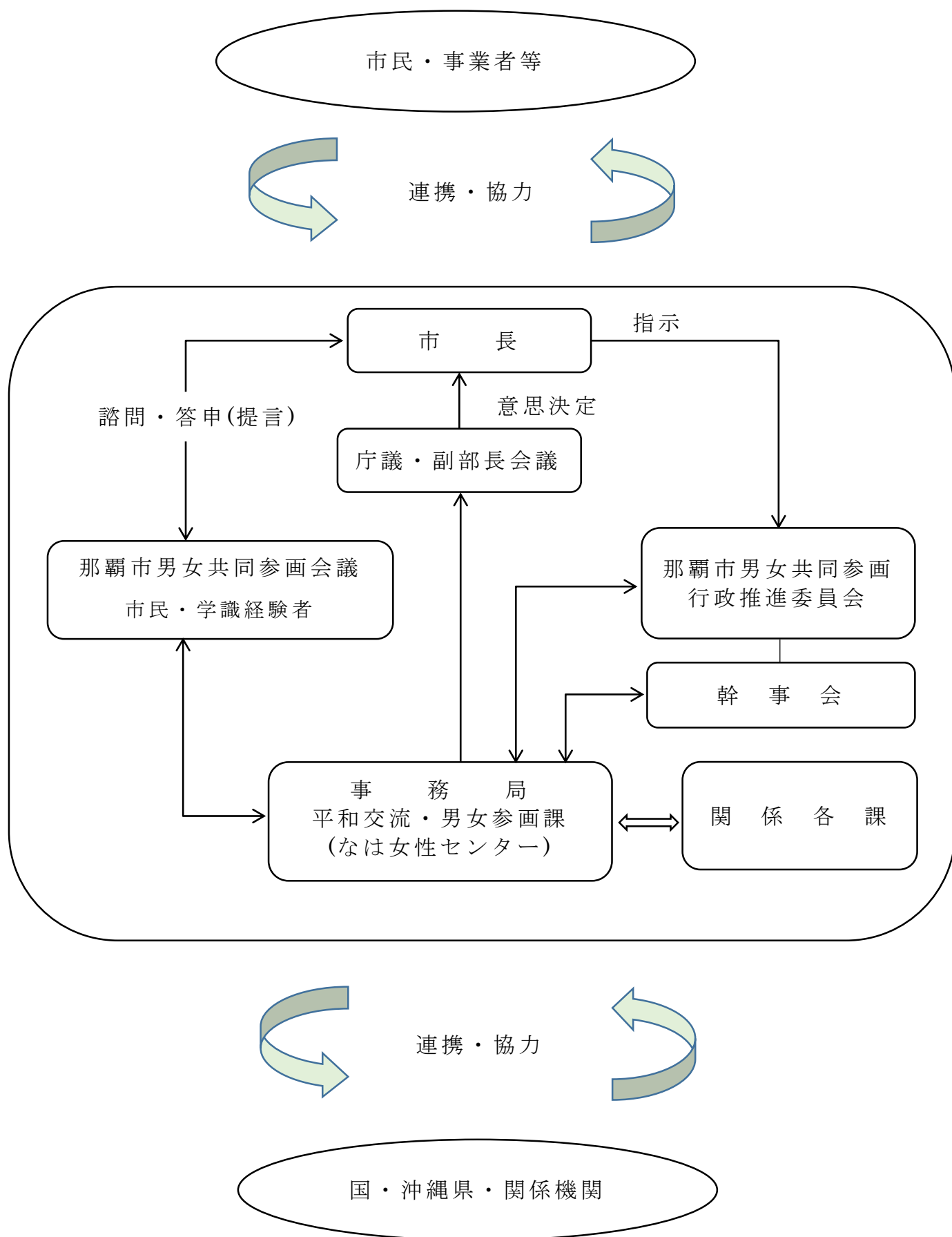
年代	なは女性センターの歩み	国内外の動き
2014(H26)	・「もっと知りたい！女^{わたし}のからだ in 沖縄～上手に女^{わたし}のからだとつきあうために～」を、県立博物館・美術館講堂にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛：大塚製薬株式会社) 2/8 ・新都心銘苅庁舎が平成 27 年 4 月 1 日に「なは市民協働プラザ」へリニューアルされるのに伴い、条例や規則の一部改正 ・「なは市民協働プラザ条例」公布 9/30 ・「なは女性センター規則」公布 9/30 ・第 30 回うないフェスティバル(※1985 年から開催の歴史に幕)	・「パートタイム労働法」改正 ・「男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等(「間接差別禁止」の対象範囲の拡大)」施行
2015(H27)	・なは市民協働プラザ開館 4/1 ・「もっと知りたい！女^{わたし}のからだ in 沖縄～自分のからだとココロを大切にするために～」を、那覇市職員厚生会厚生会館にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛：大塚製薬株式会社) 5/30 ・「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)を発表 7/19 ・「思春期の心と体のための意識啓発事業」を市内の公立中学全 17 校で開始	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
2016(H28)	・琉球大学大学院法務研究科と「性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定」を締結 4/14 ・「那覇市パートナーシップ登録」開始 7/8 ・なは女性センター 20 周年記念シンポジウム「レインボーなは～性の多様性を尊重するまちづくり～」を沖縄県立博物館・美術館にて開催 11/12 ◆基調講演(講師：サブリーナ・シズエ・マッケナさん) ◆パネリスト：遠藤まめたさん、砂川秀樹さん、高倉直久さん、城間幹子市長 ◆コーディネーター：矢野恵美さん(琉球大学大学院法務研究科教授) ・市営住宅入居時の親族要件にパートナーシップ登録者も追加 12 月	・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正
2017(H29)	・那覇市男女共同参画会議へ諮問「第 4 次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)への提言について」 11/30 ・那覇市教育委員会が「学校における L G B T への配慮に関する指針」を策定 12 月 ・「男女共同参画研修参加費補助金」事業開始	・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)
2018(H30)	・市立の全小中学校(53 校)で「男女混合名簿」を導入	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行

年代	なは女性センターの歩み	国内外の動き
2019 (H31/R1)	・組織改編(担当副参事、主幹、主査の計3人) 4月 ・「学校におけるLGBT等への配慮に関する指針」改正 4月 ・那覇市男女共同参画会議から「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)策定に向けて」の提言 7/11 ・「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」策定 12月	・児童虐待防止法(体罰の禁止を明文化)及び児童福祉法改正(翌年、施行) ・沖縄弁護士会による全国初のレインボー宣言 3/20 ・「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター(with you おきなわ)」が年中無(24時間体制)での対応に変更 8/20 ・「女性活躍推進法」改正
2020(R2)	・新型コロナウイルス感染症対策のため、担当副参事が健康部との兼任になり、事業の中止や一部停止 ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、なは女性センター臨時休館(4/7～6/15) ・特別定額給付金の申請サポート会場として同センター学習室を貸出(5/25～6/12) ・緊急事態宣言を受け、同センターの学習室を利用制限(8/3～9/8) ・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館(1/21～2/26)	・ピンクドット沖縄が一般社団法人化 ・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～の策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定
2021(R3)	・なは女性センター25周年記念座談会「女性センターの果たしてきた役割、そして、これからを考える」10/1 ◆パネリスト：高里鈴代さん、宮城晴美さん、山城紀子さん ・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館(5/25～9/30)	・「育児・介護休業法」改正(男性の育児休業取得促進等) 6月

(2) 令和3年度男女共同参画事業行政組織表

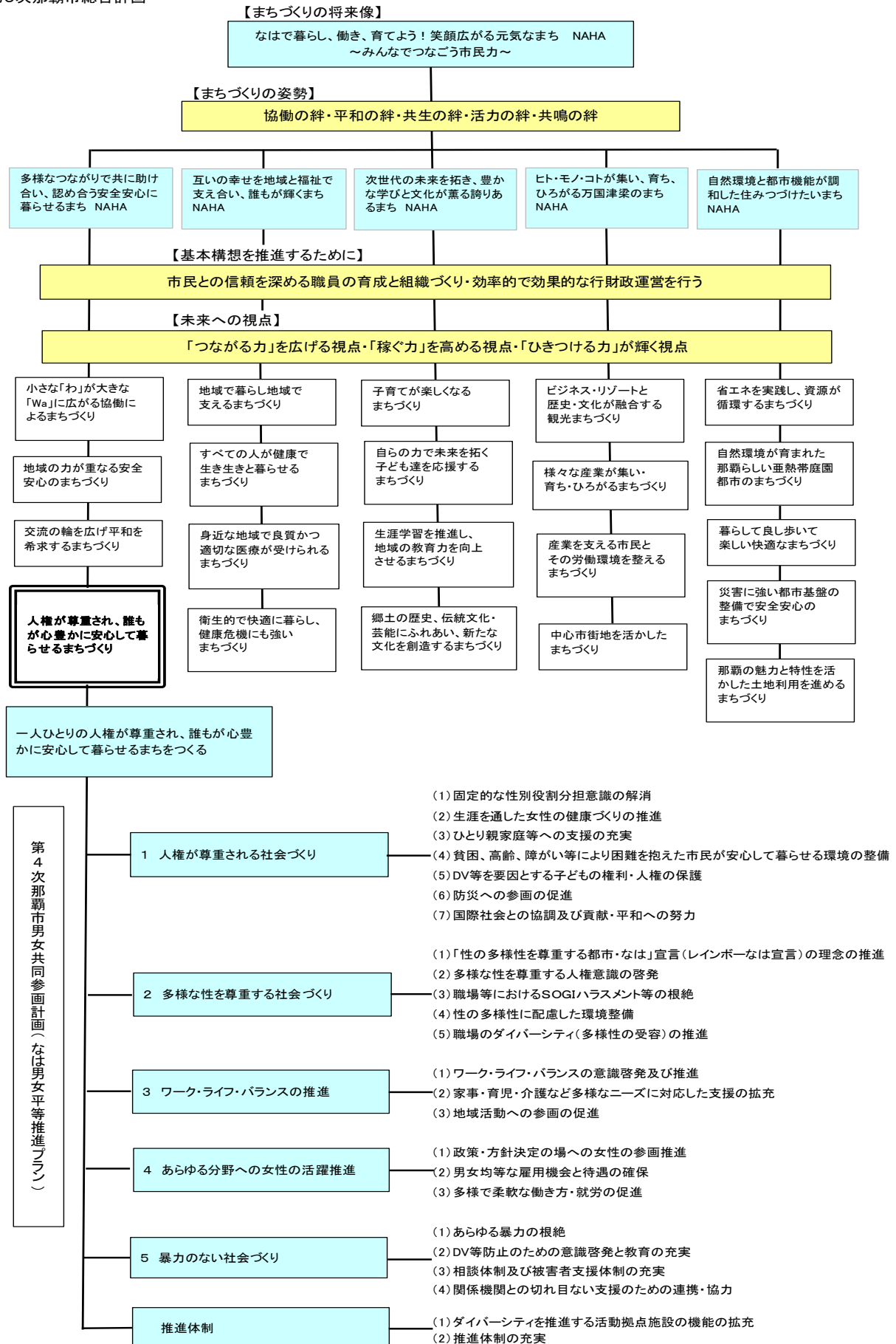


2 那覇市男女共同参画 推進体制図



3 施策の体系

第5次那覇市総合計画



4 令和3（2021）年度決算

（単位：千円）

事業名	決算	備考
男女共同参画計画推進事業	72	那覇市男女共同参画会議委員報酬 費用弁償
女性センター管理運営	18,880	会計年度任用職員報酬 報償費（講師・保育・弁護士等謝礼） 消耗品費（図書購入等） 複写機賃借料・保守料
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	808	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	0	補助金
合計	19,688	

5 令和3（2021）年度 事業概要

（1）男女共同参画計画の推進に関すること

ア 男女共同参画会議の開催

市長の附属機関である那覇市男女共同参画会議は、男女共同参画計画の推進や男女共同参画社会の形成の促進のための諸施策について調査審議します。

令和3年度は、第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理、事業のPDCAを回すことに主眼を置き、委員7名を委嘱しました。

イ 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」の推進

平成25年3月に策定した本計画は、DV被害者等の安全と安心に配慮し、総合的なDV対策を積極的に推進することを目的として策定されました。令和元年12月に「第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を「第4次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」の基本目標5「暴力のない社会づくり」として策定しました。あらゆる暴力や差別、ハラスメント等の人権侵害について、市民一人ひとりが正しく理解し、誰もが「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ために、互いの人権を尊重し、相互に支え合う社会の構築に向け、各所管課において具体的施策を実施していきます。

令和3年度は、相談室「ダイヤルうない」にて「ストップ・DV」情報提供をさらに広げて取り組みを行いました。

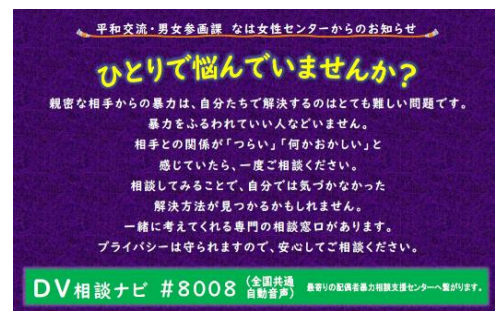
「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)では、「なは女性センターだより No.307」で周知を図り、内閣府からのポスター「傷つけた方が悪い 性暴力に言い訳は通らない」(B1サイズ)を掲示し、DV防止の周知徹底や意識啓発に努めました。

また、関連企画として、野崎聖子弁護士を講師に「面会交流～離婚後の子どもの権利を守るために～」講座を開催しました。

令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化月間」として「若年層の性暴力被害予防月間」(4月1日～30日)が制定されました。その月間では、内閣府のポスター、「あなたの望まない性的な行為は、どんな理由・相手でも**性暴力**です。」を掲示し、また、当センターだよりNo.312で、10代や20代に対するSNSを利用した性暴力に関する情報を掲載し、性暴力の防止を呼びかけました。



那覇市役所本庁舎1階の総合案内版の行政情報モニターにて、相談室「ダイヤルうない」のDV相談を中心に女性相談等の取り組みについて広く周知しました。



＜「思春期の心と体」のための意識啓発事業＞

本事業は、中学1年生を対象に、思春期の子どもたちのための「人間関係づくりを考える」プログラムです。子どもたちの力を信じて、問題解決能力を高めるCAP(子どもへの暴力防止)の理念をベースに、自己コントロール感を得ることや人間関係トラブルから自分を守る方法を学びます。

また、ロールプレイや話し合いを通して、自分の気持ちを率直に伝える方法や互いを尊重するコミュニケーションの方法を考えます。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施だった中学2年生(2校)に対しても実施しました。

参加者数：計2,640人(生徒2,513人、教職員124人、その他3人)。

ウ 令和3年度男女共同参画週間(内閣府主唱6月23日～29日)の実施

男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)を踏まえ、毎年「男女共同参画週間」の期間中は、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める取り組みを行っています。

令和3年度のキャッチフレーズは、「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」が選ばれました。

期間中は、なは女性センターにて「ジェンダーギャップ指数(GGI)156カ国中120位の日本の現状や沖縄県や那覇市における家庭や職場での男女の状況等をわかりやすくパネル展示を行います。

期間：6月21日(月)～7月3日(土)

6月23日(水)は休館日



エ 第24回那覇市男女平等週間(9月20日～26日)の実施

沖縄の女性が初めて選挙権を行使した1945年9月20日を記念して、なは女性センターでは、平成10年9月20日～26日を「第1回那覇市男女平等週間」として以降、毎年、同期間中に社会のあらゆる分野で男女平等が確立できるよう、広報啓発事業を実施し、平成17年制定の「那覇市男女共同参画推進条例」において、毎年9月20日を含む1週間を「那覇市男女平等週間」と定めました。

令和3年度は、「沖縄に生きた女性たち」をテーマに、戦後の混迷した時代に誰もが生きやすい社会をつくるために奮闘した女性たちに関するパネル展示を9月20日より、なは女性センター内で開催しました。

＊沖縄は戦後、米軍施政権下に置かれたため、憲法も無く、自治権はかなり制限されていました。沖縄県民の代表である国会議員が初めて選出されたのは1970(昭和45)年です。本土復帰の2年前のことでした。

	1945	1946	1947	1948	1950	1952	1968	1970	1972
日本本土	20歳以上の男女 女性参政権実施 4/10	第22回衆議院議員選挙 女性が初めて参政権を行使	第1回知事公選	この時当選した 那覇市初の女性市議 (当時：首里市議会議員) 武富セツ		唯一の女性 立法院議員 宮里初子			女性初の 県議会議員 上江洲トシ
沖縄	25歳以上の男女 女性選挙権実施	収容所で市長・市議会議員選挙 本土より7か月早く 女性の選挙権が 行使された。 9/20		新選挙法により選挙権25歳→20歳 市町村長及び市町村議会議員選挙 11人の女性議員誕生	群島政府の知事及び群島議会選挙 琉球政府発足 琉球政府行政主席選挙 第1回立法院議員選挙		琉球政府行政主席選挙 女性参政権実施 戦後初の国会議員選挙	戦後初の県議会議員選挙 沖縄初の県知事選挙 本土復帰 琉球政府→沖縄県に	

＊参政権とは…国民が国の政治に直接・間接に参与できる権利

出典：『戦後50年おきなわ女性のあゆみ』(沖縄県)

オ 性の多様性の尊重に関すること

平成 27 年 7 月 19 日に「性の多様性を尊重する都市・なは」(レインボーなは宣言)を発表し、この宣言の理念に基づき、平成 28 年 7 月 8 日から「那覇市パートナーシップ登録」をスタートしました。戸籍上の性別が同じである 2 人の申請に基づき、市長が両者をパートナーシップ関係にあると認めた場合に、その関係について登録簿へ登録し、証明書を交付しています。

令和 3 年度の「那覇市パートナーシップ登録」は 11 組、削除は 2 組でした。

那覇市パートナーシップ登録状況							
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	合計
登録	15 組	4 組	10 組	4 組	4 組	11 組	48 組
削除	0 組	0 組	1 組	2 組	0 組	2 組	5 組

※令和 3 年度末 登録組数 43 組

カ 情報紙の発行

「なは女性センターだより」を毎月 15 日に発行(年 12 回) 4,300 部×12 回
庁内各課、公民館、図書館、児童館、公立こども園・私立こども園・私立認可保育園・公私連携こども園・小中学校、民生委員、市内銀行本店窓口、県内女性行政担当課、女性団体、県内特別支援学校等などへ配布しています。



(2) 女性センター管理運営事業

ア 施設の概要

- 設置目的：女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。（なは市民協働プラザ条例（平成26年条例第40号）第36条より）
- 所在地：那覇市銘苅2丁目3番1号（なは市民協働プラザ1F）
- 建物の概要：構造 鉄筋コンクリート造 面積 359.1㎡（108.6坪）
- 開設：平成8（1996）年10月1日
- 開館時間：月～金曜日 午前9時～午後9時／土曜日 午前9時～午後5時
- 休館日：日曜・祝日・慰霊の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）

イ なは女性センターの利用状況（令和3年度）

部屋別利用状況

月	開館日数	第1学習室			第2学習室			和室		交流室・資料室	来室者	相談室			合計 (人数)
		件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数	稼働率	(子ども室)				(件数)			
								件数	利用者数			電話	面接	法律相談 (弁護士)	
4	25	16	102	22.6%	53	330	74.6%	0	0	54	19	135	17	—	657
5	17	6	23	12.8%	33	230	70.8%	0	0	36	20	146	14	3	472
6	0	0	0	—	5	55	—	0	0	8	4	139	5	0	211
7	0	0	0	—	2	57	—	0	0	0	3	117	10	1	188
8	0	0	0	—	1	20	—	0	0	0	3	134	10	4	171
9	0	0	0	—	0	0	—	0	0	0	1	120	10	2	133
10	23	8	54	12.3%	47	297	70.3%	0	0	12	33	155	9	1	561
11	23	9	45	13.2%	57	417	83.8%	0	0	14	13	140	8	1	638
12	23	10	48	15.4%	50	376	76.9%	0	0	36	19	118	8	—	605
1	23	9	36	13.8%	37	197	56.9%	0	0	64	13	167	12	2	491
2	22	9	34	14.5%	42	284	67.7%	0	0	60	14	121	9	3	525
3	26	16	80	21.6%	50	392	67.6%	0	0	116	18	153	17	4	780
計	182	83	422	16.1%	377	2,655	73.3%	0	0	400	160	1,645	129	21	5,432

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学習室の利用制限あり（5/25～9/30 は臨時休館）

※ 学習室の利用者数＝講座受講者＋サークル利用者

※ 交流室・資料室の利用者数には図書貸出利用者を含む

※ 月別稼働率＝月の利用件数÷{(平日開館日数×時間単元数)+(土曜日開館日数×時間単元数)}×100

※ 年間稼働率＝年間利用件数÷{(平日年間開館日数×時間単元数)+(土曜日間開館日数×時間単元数)}×100

※ 時間単元数に入る数字は、平日は朝・昼・晩と貸し出しているのので3、土曜日は朝・昼の貸し出しなので2となる。

なは女性センター利用団体一覧

令和4年3月31日現在

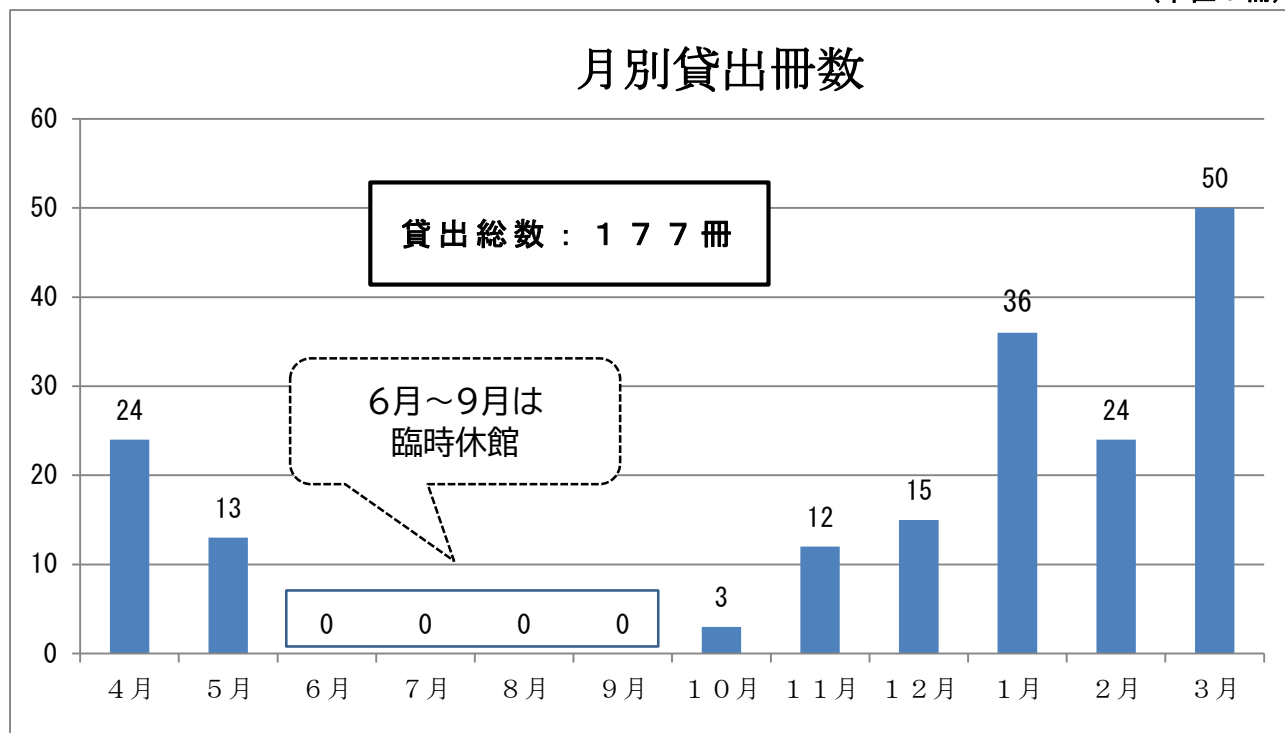
No.	名 称	カテゴリー	活 動 内 容
1	若布(わかめ)	手作り	工芸品の木目込みと押絵の作り方をお伝えしています。干支節句人形や縁起物等を制作し、手作りをしながら楽しく親睦を深めています。
2	ハーモニー英会話サークル	語学	外国人講師を招き、会員相互の英語力の向上を図るとともに、女性に関する諸問題にも目を向けて考え、英語表現を広げていく。各人が活動日に英語でトピックを発表し合って、英語表現の向上に努めています。
3	リラックス・ハッピーヨガ	ヨガ	ヨガのポーズと呼吸法を取り入れています。ヨガをすることで健康を維持して、心と身体を整えていきます。普段のストレスや疲れをやわらげて元気に活力ある日常をすごせるように活動しています。
4	ヨガ ファシル	ヨガ	ゆったりとリラックスしながら、全身の関節を動かしバランスを整えていきます、健康増進をめざし活動しています。
5	リフレッシュヨガ	ヨガ	呼吸に合わせて身体を動かしほぐしていきます。体のバランスを整えることにより、体幹も安定しリラックス効果を高めていきます。子育て中のお母さん達がヨガを通して自分の身体と向き合い、リフレッシュし、交流を深め、子育ての情報交換もしています。
6	混元太極拳	運動	太極拳を通して自然治癒力を高め、健康な体と心づくりをしています。健康な体になることで、いろいろな活動に積極的に参加できるようになればと思います。
7	ひまわりの会	運動	健康増進を目的として、気功を取り入れながら、身体を整え、美しく正しい姿勢を目指し、ストレッチ体操、気功、リズム体操を行なっています。
8	おもろまち太極拳クラブ	運動	気持ちのよい汗を流すことで、身体と心に良い効果を期待でき、適正な身体づくりを実践するため、型、ストレッチをしています。太極拳学習を通して、会員の親睦をはかる。
9	でいご民踊サークル	民舞	健康作り、踊りの輪、人との和を地域に広げること。みんなで笑顔で楽しく踊ることや人との交流を大切に、地域の活動にも参加しています。
10	光葉同窓会(チャイムサークル)	音楽	同窓生の輪を広げ親睦のために活動しています。トーンチャイム(ハンドベルの一種)を使って、音楽を通して友好を深めます。
11	手話サークル てのひらの会	学習会	ろう者、難聴者、聴者が集い、手話を学ぶ。交流を通して互いの文化を知り、理解するとともに、情報交換を行う。
12	いるまんちゃー	学習会	ろうLGBTQ当事者と手話で交流会、情報交換などを深める。今後は手話教室や相談室を催す予定。
13	那覇市女性ネットワーク会議 ～あけもどろ女性の会～	学習会	男女共同参画社会の実現を目指し、女性が真に輝く社会を築くための活動。国内外の男女共同参画研修参加者の報告会。県のSDGs担当講師を招き、勉強会を開催する。会員同士の親睦を図るため交流会の開催など。
14	日本語サークル どうしぐわー	学習会	日本語学習を希望する外国人市民、日本人市民が集い、学びを通して交流を深める。地域で必要な 顔の見える関係性の構築、つながる活動を行う。多文化共生の意識や関係性をつくっていく活動をしています。
15	ACAなは女性ミーティング	学習会	自分がACC(アダルトチャイルド)だと(かもしれない)と感じられている女性のわかち合いの場です。「言いつばなし、聞きつばなし」を通して、より良い生き方を回復するために、定期的にミーティングを開いています。

ウ なは女性センター蔵書利用状況(令和3年度)

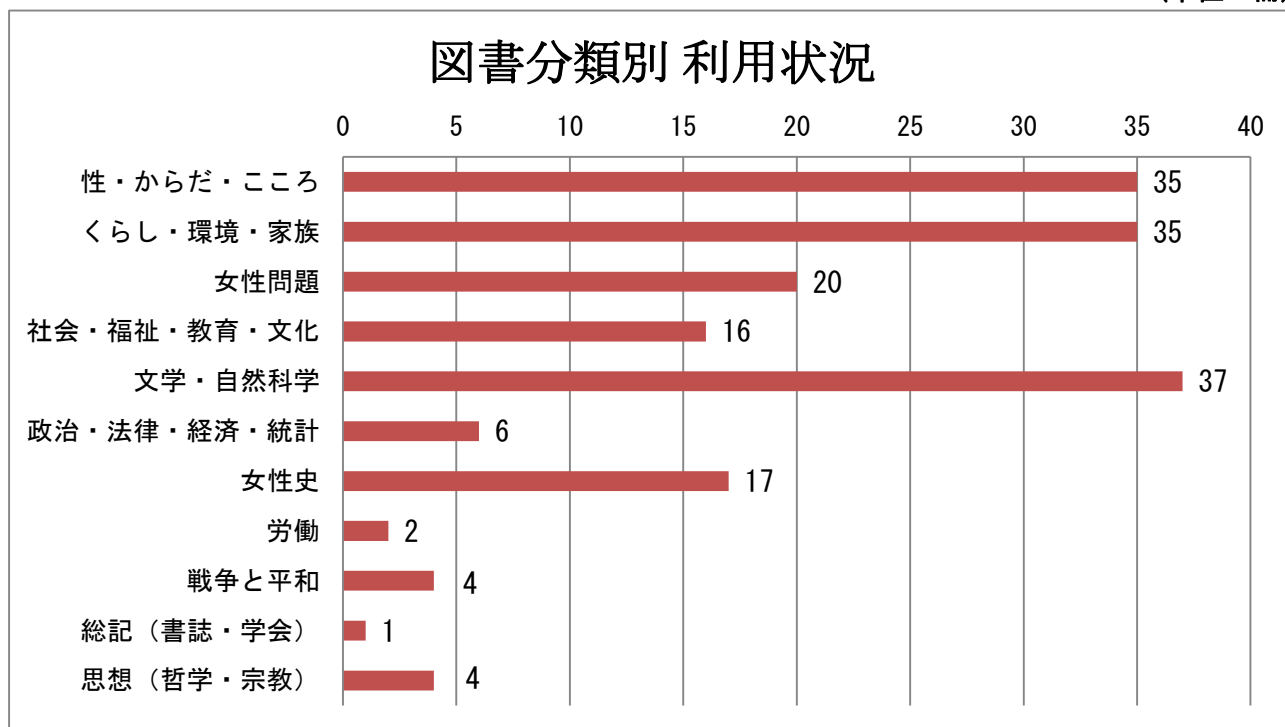
図書・情報コーナーでは、図書の貸し出しや各種資料の閲覧ができます。図書の貸し出しは、一度に2冊まで(期間は2週間で、資料については閲覧のみです)。

また、男女共同参画啓発DVD等については、交流室または学習室で視聴できます(貸出は市内在住・在勤・在学の方対象)。

(単位：冊)



(単位：冊)



エ 相談業務

女性が自分の意思で人生を選択することを支援するために、生きがい、家庭の問題など、女性の抱えるさまざまな相談に応じ、情報提供し、サポートします。電話相談、面接相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。

性の多様性に関する相談も行っており、専門の窓口ではありませんが、相談者が「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるように一緒に考えます。

- 電話・面接相談（要予約） → 月～土 午前9時～午後5時（正午～1時を除く）
- 弁護士による法律相談（予約制） → 年10回（4月、12月を除く）
- 「ストップ・DV」情報提供 → 希望があれば随時

《 問題別相談受付状況 》

2021年4月～2022年3月（単位：件）

内容		1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計	受付件数					暴力 件数 合計	
		人生	家族	夫婦・ 離婚	人間 関係	健康・ 性	職業	金銭	暮らし	その他		電話相談		面接相談				
												初	再	初	再	同行		
性別	女	94	190	305	310	301	32	10	70	414	1,726	1,774	170	1,475	39	64	26	354
	男	0	4	1	2	0	2	0	0	39	48		1,645	129			内DV 件数	
合計		94	194	306	312	301	34	10	70	453	1,774		1,774					181
												時間帯	9時～12時			13時～17時		
													721			1,053		
													受信対応件数		1,645	応答器対応件数		6,411

《 相談内容別支援状況 》

※1件の相談で、複数内訳あり

			件数	DV被害者支援		他暴力被害者支援		多様な性の相談支援	
①	緊急一時避難		2	2		0		0	
②	警察（安全確保）		11	10		1		0	
③	法律		19	17		2		0	
④	住宅問題		6	5		1		0	
⑤	生活困窮		16	15		1		0	
⑥	仕事、再就職		4	4		0		0	
⑦	子どもの問題		24	20		1		3	
⑧	心身面への対処		475	176		172		127	
⑨	加害者に関する問題		3	1		2		0	
⑩	住基ロック支援		8	1		7		0	
⑪	その他		94	72		22		0	
合 計			662	323		209		130	
紹介先	①裁判所	2	⑤にいるる	0	⑨医療機関	1	⑬ハイサイ市民課	1	
	②警察	3	⑥保健所等	4	⑩社会福祉協議会	2	⑭市民生活相談室 （消費者相談）	0	
	③女性相談所	4	⑦県民生活センター	0	⑪福祉相談室	2	⑮市民生活相談室 （市民生活相談）	6	
	④児童相談所	0	⑧法律機関	11	⑫こどもみらい部	0	⑯那覇市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	2	
	⑩その他の内訳 いのちの電話 / 寄り添いホットライン / 子どもの広場in那覇（なは子どもの居場所ネットワーク） / なはし創業・就職サポートセンター / 沖縄県新型コロナウイルスワクチン専門相談コールセンター / 沖縄県女性就業相談センター / 那覇公証人役場 / ハローワーク那覇 / グッドジョブセンターおきなわ / 浦添市女性相談室 / NPO 愛さん会 / 東京弁護士会/豊見城市家庭相談室 / 宜野湾市めぶき相談室 / 那覇市（生涯学習課・障がい福祉課・地域包括支援センター）								
同行先	那覇市パーソナルサポートセンター / 那覇市母子生活支援センターさくら / NPO法人 子どもシェルターおきなわ / 弁護士事務所 / 那覇家庭裁判所 / 沖縄県警察本部 / 浦添警察署 / 那覇市 [ハイサイ市民課・法制契約課（市政情報センター）・保護管理課・子育て応援課]								

☆問題別相談受付件数内訳

2021年4月～2022年3月

区分	問題別 相談件数	内 訳								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	人生 94	性別役割 5	性格 35	宗教 2	生き方 55	不安 27	老後 7	0	その他 72	LGBT 7
2	家族 194	不満・不 和・心配 129	扶養・ 介護 21	親子 母娘 119	嫁、姑、舅 45	子ども 47	トートメー 継承問題 5	暴力 虐待 57	その他 139	LGBT 6
3	夫婦 (内縁、 元夫婦含む) 306	不満 (性格) 150	不貞・浮気 19	性生活 51	ギャンブル アルコール 依存症 12	生活力 43	離婚条件 慰謝料・親権 家裁同行 92	暴力(DV) 159	その他 252	LGBT 0
4	人間関係 312	職場・施設 146	近所 10	友人 知人 79	親戚 兄弟姉妹 78	恋愛 45	SNS 11	恋人(DV) 22 暴力 14	その他 181	LGBT 50
5	健康 性 301	妊娠・不妊 中絶 0 若年妊娠 出産・中絶 8	婦人科病 更年期 57	性の不安 や悩み 12	依存症 嗜癖 20	抑うつ 不安定 103 自殺願望 未遂 3	医療不信 29	性暴力 近親姦 92	その他 260	LGBT 性の不安 59
6	職業 34	男女差別 0	求職 7	パート 派遣 5	解雇 3	資格 技術 0	保育所 0	ハラスメント (セクハラ・他) 8	その他 30	LGBT 3
7	金銭 10	借金 3	貸金 1	クレジット カード 0	サラ金 0	自己破産 調停 3	消費生活 2	0	その他 9	LGBT 治療費 0
8	暮らし 70	生活環境 住居 34	生活保護 福祉 25	冠婚葬祭 0	財産相続 4	情報提供 3	法律 22	0	その他 37	LGBT 住まい 0
9	その他 453	行政への 不満 14	問い合わせ 197	報告 お礼 39	国際結婚 1	その他の 機関 197	0	暴力 2	その他 11	LGBT 1
計	1,774	※ 1件の相談で、複数内訳あり				★ 暴 力 相 談		354 件	LGBT相談 合計(件)	126
						うち新規暴力相談		64 人		

☆DV相談内訳

年代 暴力 内訳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	不明	合計
相談件数	0	16	47	13	60	8	1	0	36	181
身体的暴力	0	0	14	2	42	2	1	0	6	67
性的暴力	0	11	0	0	12	1	0	0	1	25
心理的暴力	0	16	47	13	60	8	1	0	36	181
経済的暴力	0	15	6	4	53	1	1	0	15	95

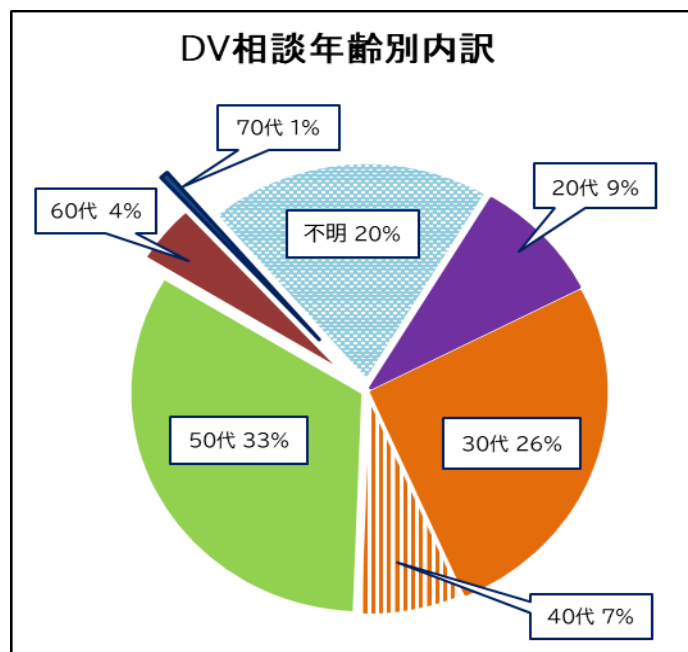
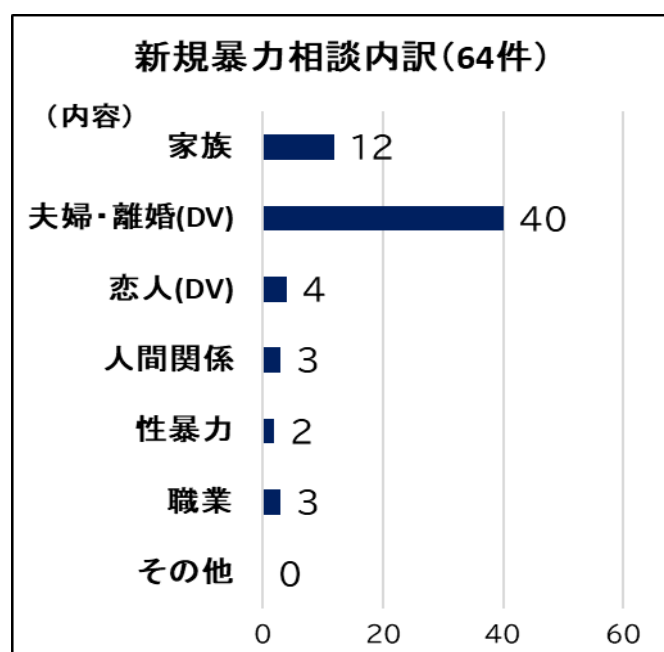
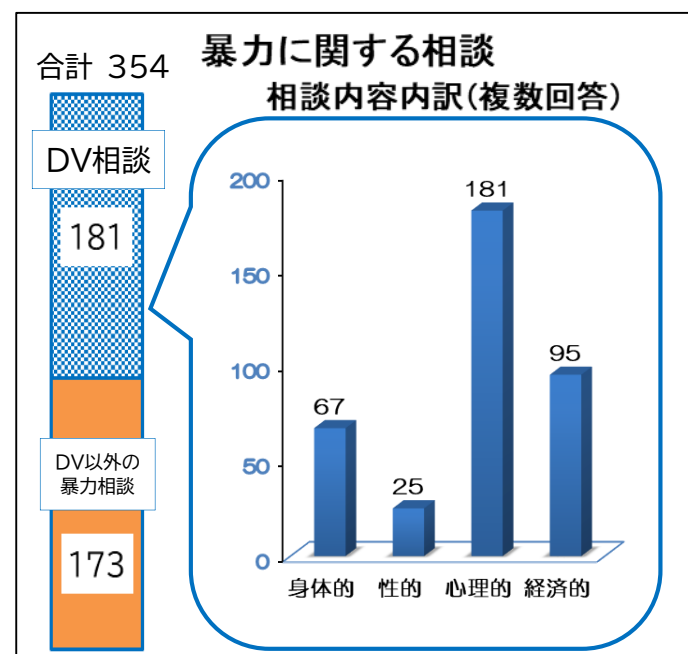
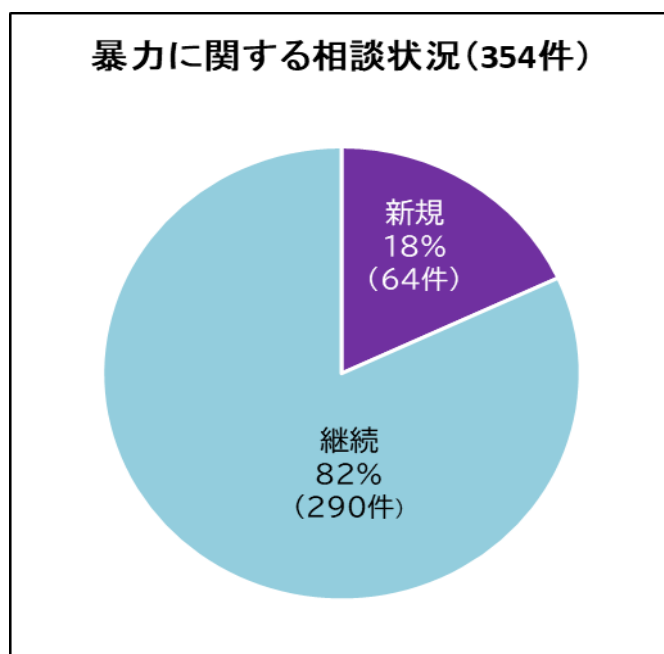
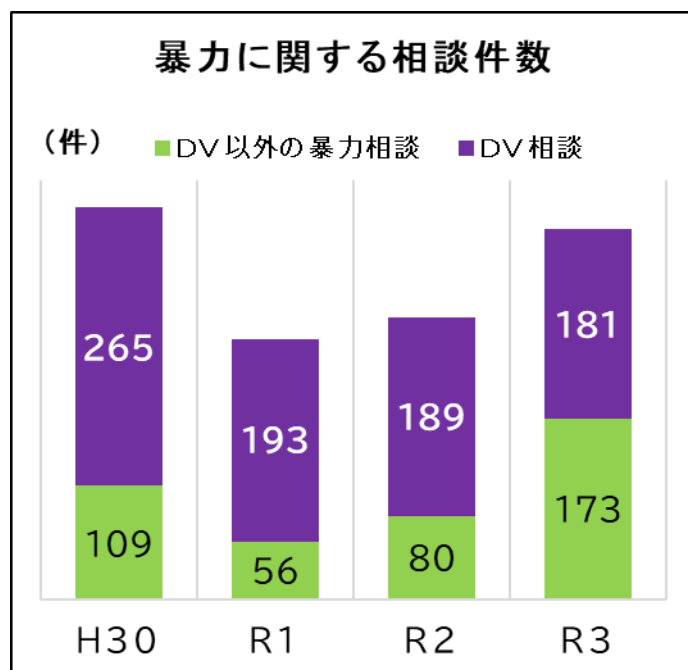
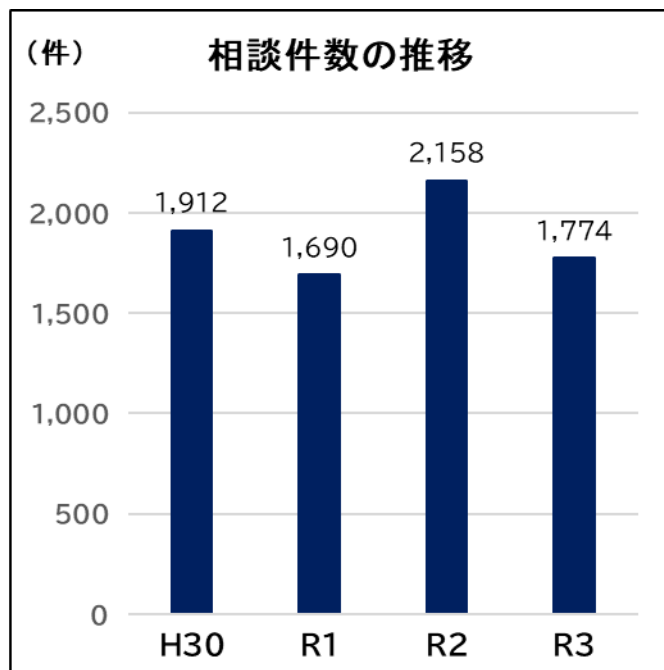
※ 1件の相談で、複数内訳あり

内訳	家 族	12 人
	夫婦(DV)	40 人
	恋人(DV)	4 人
	人間関係	3 人
	健康・性	2 人
	職 業	3 人
	その他	0 人

☆法律相談件数 21 件 (年 10回 実施)

☆法律相談内訳

相談区分	家族	夫婦・離婚	人間関係	性暴力	職業	金銭	暮らし	その他
相談件数	2	15	2	0	0	2	0	0



オ なは女性センター講座一覧(令和3年度)

(単位：人)

	講座名	講師	開催日時	参加人数	保育	手話通訳
1	なは女性センター25周年記念座談会 「なは女性センターの果たしてきた役割、 そして、これからを考える」	高里 鈴代 宮城 晴美 山城 紀子	10月1日(金) 午後2時～4時	22	* 休 止 中	0
2	「沖縄戦」を生きぬいた人びと	吉川 麻衣子	11月26日(金) 午後2時～4時	19		0
3	「ろう LGTBQ」団体“いるまんちゃー”が 「多様な性」を語る	ふーみー ありさ まーしー アキト	12月4日(土) 午後2時～4時	27		3
4	新1年生を迎えるお子さんの保護者に向け てCAP式 子育てのヒント ～体罰に代わる“しつけ”の方法～	奥間 智香枝 安里 千恵子 井形 陽子	2022年 1月27日(木) 午前10時 ～12時	9		0
5	職場で活かそう! 考え方のクセを知り、伝え方のコツを学ぶ	高良 恵利子	2月19日(土) 午後2時 ～4時半	20		0
6	「面会交流」 離婚後の子どもの権利を守るために	野崎 聖子	3月12日(土) 午後2時～4時	10		0
7	おとなが学ぶ 子どもの「スマホやネット」 の世界	島袋 コウ (モバイルプリンス)	3月26日(土) 午後2時～4時	12		0
				119		3

* 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために、一時保育は当面の間、休止。

女性センターの果たしてきた役割、 そして、これからを考える 座談会

日時：10月1日(金)
午後2時～4時



高里 鈴代 (強姦救援センター・沖縄「REICO」代表)
宮城 晴美 (沖縄女性史家)
山城 紀子 (ジャーナリスト)

1996年10月1日、なは女性センターはオープンしました。女性センターの設立を強く望んでいた女性たちの思いである、「人権尊重、男女平等による社会の創造、女性の働く権利の保障」は前進しているのでしょうか。オープンから25年にあたり、女性センターの成り立ちやジェンダー平等実現の拠点としての女性センターの課題、女性センター設立以前から深い関わりのある3人のパネリストに、ざっくばらんに語っていただく座談会を開催しました。

会場：なは女性センター 対象者：関心のある方 定員：18人(事前申込/先着順)
キッズの参加、持ち物、参加費等の詳細を要約します。
※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更する場合があります。
詳しくは、なは女性センターへお問い合わせ下さい。
連絡先：なは女性センター(本部) 電話：951-3203 FAX：5-HEIDAN002@city.naha.jp

1996年10月1日の「なは女性センター」の開館から25年目を迎えます。

女性センターの設立を強く望んでいた女性たちの思いである、「人権尊重、男女平等による社会の創造、女性の働く権利の保障」は前進しているのでしょうか。

オープンから25年目にあたり、女性センターの成り立ちやジェンダー平等実現の拠点としての女性センターの課題について、女性センター設立以前から深い関わりのある3人のパネリストに、ざっくばらんに語っていただく座談会を開催しました。

※座談会の詳細は、『25周年記念座談会 報告書』にまとめ、2022年5月に発行しました。

- | | | |
|--------|-----------------------------|---------------|
| ■開催日 | : 令和3年10月1日(金) 午後2時～4時 | |
| | 高里 鈴代(強姦救援センター・沖縄「REICO」代表) | |
| ■講師 | : 宮城 晴美(沖縄女性史家) | |
| | 山城 紀子(ジャーナリスト) | |
| ■対象者 | : 関心のある方 | ■参加人数 : 22人 |
| ■一時保育数 | : 休止中 | ■聴覚障がい者数 : なし |

●受講者の感想、メッセージなど

- ・自分の中にある無意識に刷り込まれた女性差別と向き合いたくて参加しました。(20代)
- ・今なお最前線で活動する先輩たちのこれまでの取り組みや生き方から勇気をもらいました。ジェンダー後進国から抜け出すには女性が諦めてはいけないと思います。(40代)
- ・長年、女性問題に取り組み、揺るぎない心情で、これからも取り込んでいかれる様子に脱帽です。(60代)
- ・個性的な講師のお話は、聞きごたえがありました。戦後沖縄の女性活動の実践者であり証言者だと思います。今後、ますますのご活躍を期待します。(80代)

●講座担当から●

高里 鈴代さん 女性センターの設立1年前の1955年10月にスタートした無償ボランティアによる電話相談「強姦救援センター・沖縄(REICO)」の代表です。「女性への暴力を許さない」運動を一貫して続けられている81歳の高里さんの活躍に元気をもらいました。

宮城 晴美さん 1985年に始まった「うないフェスティバル」は、女性たちの力を結集させ、ネットワークを広げました。第1回から関わってきた宮城さんは、集団自決をテーマにした「赤いブクブク」や「命」等の一人芝居の脚本を書き、故北島角子さんに提供したこと等が、「うないフェスティバル」の思い出として残っています」と熱く語っていました。

山城 紀子さん 1996年、沖縄タイムス社の記者だった山城さんは、「女性記者」というだけで社内外での扱われ方が違い、入社した途端「女性問題」が即、「私の問題」となりました。「婦人欄」に配属されてから異動もなく13年間、ほとんど婦人欄だけの担当記者として、決して諦めることなく「ジェンダー平等」をテーマに書き続けてきた山城さんの話に惹きつけられました。

02 「沖縄戦」を生きぬいた人びと



「沖縄戦」から76年経ちました。

住民を巻き込んだ国内最大の地上戦といわれる「沖縄戦」の体験者、約500人の対話を記録した『沖縄戦を生きぬいた人びと』が2017年に出版されました。

著者は、沖縄県那覇市出身の臨床心理学の専門家、吉川麻衣子さんです。

語り合いたいという気持ちを大事に「サポート・グループ」として「沖縄戦の語らいの場」で語られた約10年間の記録です。沖縄戦で家族8人、全員を亡くした女性は、「自らの体験を語るには、そして、再び人を信じられるようになるには、60年の時間が必要だった」と語っています。

「戦争に奪われたもの」を取り戻していった女性の物語や、沖縄が大きな犠牲をはらって得た「平和を愛する心」について、著者の吉川さんと共に考える機会となりました。

■開催日：令和3年11月26日(金) 午後2時～4時

■講師：吉川 麻衣子
(沖縄大学人文学部福祉文化学科教授／臨床心理士／公認心理士)

■対象者：関心のある方

■参加人数：11人

■一時保育数：休止中

■聴覚障がい者数：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・ご著書を読み終えていたので、受講してみたいと思い参加しました。(30代)
- ・住民を巻き込んだ地上戦を経験している“うちなあーんちゅ”は、戦争トラウマを引きずっているのだと思い、心が痛くなりました。(60代)
- ・戦争という国家の暴力により、奪われたものがその後の生活にどれだけの影響を与えたのか想像しがたいです。(60代)

●講座担当から●

『沖縄戦を生きぬいた人びと～揺れる想いを語り合えるまでの70年～』(2017年／創元社)を読み終えた時、著者の吉川さんから直接お話を伺いたいと強く思いました。

調査、研究にとどまらず、地域で安心して語り合える場としての「サポート・グループ」を創り(＝共創)活動されていることに感動しました。

壮絶な沖縄戦を体験したハルさんが、「今までずっと独りで生きてきた」「気持ちを語ると楽になると感じる」「語れるまで60年かかった」と、再び人を信じられるようになっていく過程に感激しました。サポート・グループのメンバーが見守る中で、亡くなったハルさん。「別れがたい人がいると逝くのは寂しい」と語ったハルさん。ハルさんの通夜から戻った吉川さん宅に、亡くなる2日前に書かれたハルさんからの手紙が届いていたこと等、人が深くつながることができるって素晴らしいと感じました。

天妃小学校4年生の時に、学年主任の翁長安子先生の沖縄戦の話に衝撃を受けた吉川さんの体験が、今日の活動につながっているのだと知りました。翁長安子さんに感謝いたします。「沖縄戦体験の継承の必要性」を改めて確認することができた時間となりました。

03 「ろう LGBTQ」団体“いるまんちゃー”が「多様な性」を語る



現在、日本で「多様な性」(LGBT／レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)を生きる人たちは、13 人に1人の割合でいると言われています。性的少数者への理解は少しずつ深まっているものの、まだまだ認知されているとはいえません。

LGBTでは区切れない性的マイノリティとしての「クエスティング(Q)」を加えて、「LGBTQ」と表記する場合もあります。

ろう者のなかにも偏見や差別のため、ストレスや不安を抱え、孤立させられている方がいます。

聴覚障害者と聴者がともに生きるためには、まず、お互いを「知る」ことが大切です。

今回は、多様な性を生きるろうLGBTQ団体“いるまんちゃー”の活動報告を受け、「違いを認め、つながり合う」方法を学びました。

- | | | |
|--------|---------------------|---------------|
| ■開催日 | : 令和3年 12月4日(土) | 午後2時~4時 |
| ■講師 | : ふーみー ありさ まーしー アキト | |
| ■対象者 | : 関心のある方 | ■参加人数 : 27人 |
| ■一時保育数 | : 休止中 | ■聴覚障がい者数 : 6人 |

●受講者の感想、メッセージなど

- ・私は今、女性の方とお付き合いをしています。私の性別は女性ですが、高校生の頃から女性を好きになるようになりました。自分の性は何なのか、自分は何者なのか知りたくなったので、今回参加しました。(20代)
- ・我が子が「身体と心が違う?」「女の子だけど男になりたい😊」と言い続けていて、私自身LGBTQについて分からないので、皆さんの「生の声」をお聞きしたかった。(30代)
- ・一人ひとりが生い立ちについて話してくださり、とても分かりやすかったです！ほんとにみんな一人ひとり違うということが分かりました。性自認も性的指向も全ての人が違うということがすごく分かりやすかったです。(40代)

●講座担当から●

講師の“いるまんちゃー”の4人のメンバーは、ろう者と難聴者です。彼らの手話を手話通訳者が読みとり、聴者のために声で伝えてくれました。

LGBTQに限らず、全ての人の性のあり方を示す言葉“Sexual Orientation”(性的指向)と“Gender Identity”(性自認)の頭文字を取った「SOGI」について“いるまんちゃー”のみなさんと学びました。

ふーみーさん ノンバイナリーであることを母親に伝えたら、「幸せな息子であってほしい」「自分らしくで、いいんだよ!」と言われたエピソードを話してくれました。

ありささん トランスジェンダー(MTF)のありささんは、4、5歳くらいから妹の服を着たいなあ〜と、思っていたことや赤いランドセルが欲しかったことを伝えてくれました。

アキトさん Xジェンダーで性的指向は女性です。2~3歳頃から性自認に気づき始めました。赤いランドセルが嫌で、背負わずに引きずっていたことをニコニコと話してくれました。

まーしーさん 「今まで味わったことがない感情で『恋』をし、『好き』という感情を止めることができなかった相手は男性でした」とビデオメッセージで届けてくれました。



小学校への入学が間近に迫ったこの時期は、お子さんにとっても保護者にとっても、期待に胸を膨らませワクワクする時でもあります。同時に不安を感じる時でもあるかもしれません。勉強はついていけるかな、お友達とは仲良くできるかな、入学までにせめてこれくらい身につけさせておかなければ…。

あれもこれも不安な気持ちになってくると、ついお子さんに「〇〇してはダメよ！」と大きな声で怒ったり、思わず手をあげてしまう場合があるかもしれません。このような時に、どう対処したらよいのでしょうか。

今回は、子どもが暴力から自分を守るための教育プログラムを県内で展開している「NPO 法人おきなわ CAP センター」の皆さんに、「体罰に代わる“しつけ”の方法」についてお話をいただきました。

- 開催日 : 令和4年 1 月 27 日(木) 午前 10 時～12 時
奥間 智香枝(NPO 法人おきなわ CAP センター事務局長)
- 講師 : 安里 千恵子(CAP スペシャリスト)
井形 陽子(CAP スペシャリスト)
- 対象者 : 関心のある方 ■ 参加人数 : 9人
- 一時保育数 : 休止中 ■ 聴覚障がい者数: なし

● 受講者の感想、メッセージなど

- ・ダメだと分かっている、つい手をあげてしまうことがあり、子どもとの関わり方で悩んでいて何かヒントがほしくて、また、講座タイトルにひかれて参加しました。(30 代)
- ・学校で自分の子どもがいじめ被害者になった場合でも、大人がジャッジする「裁判官」になるのではなく、あくまで、子どもを主人公として、解決法を一緒に考えるということを知ることができて良かったです。(40 代)

● 講座担当から●

子どもにとって大切な3つの権利は、「安心」して、「自信」を持って、「自由」に行動できる権利です。この3つの権利を尊重し、子どもとの関係を築くための方法についてワークショップを展開しながら参加者と一緒に考える時間となりました。肯定的メッセージ(＝ポジティブメッセージ)や「I(私)」アイメッセージを使って気持ちを伝えることが大切なこと、「子どものほめ方」のポイントや、「おとなのタイムアウト」の方法などについて楽しくお話しました。

子どもへの体罰は既に児童虐待防止法で禁止されていますが、明治民法から続く、子どもを懲らしめることを認める「懲戒権」を削除する民法改正要綱案が成立することで、親が子をたたいたり、暴言を吐いたりする行為が明確に否定される意義は大きいと考えます。

「しつけ」を口実に虐待が正当化される社会を変えるためには、一人ひとりが体罰はしない、させないと決意し、その決意を多くの人に伝えることです。そして、社会の意識を変えていきたいと思います！と力強い発言に勇気をもらえました。

05 職場で活かそう！ 考え方のクセを知り、伝え方のコツを学ぶ

なは女性センター講座2021

**職場で活かそう！
考え方のクセを知り、
伝え方のコツを学ぶ**

日時：2月19日(土)
午後2時～4時30分

講師：高良 恵利子（社会保険労務士／キャリアコンサルタント）

対象：関心のある方

参加人数：20名

聴覚障がい者数：なし

一時保育数：休止中

なは女性センターを利用される皆さまへ協力をお願いいたします。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 千代田ビル10F
TEL: 03-3203-3204 FAX: 03-3203-3204
E-MAIL: info@naha.or.jp

職場などで多くの人と関わりがある中、物事をスムーズに進められるように感情表現が上手にできたらと思われる方も多いのではないのでしょうか。日常生活の中で感じる不安感やイライラ感の要因はどこからくるのか、自分の気持ちの変化や思考について知るとともに、ものごとの受け取り方（認知の仕方）によって、その後の感情がどう変わるのかを見直していきます。また、様々な場面で無意識の思い込みや固定観念、先入観を持っていることがあるかもしれません。

今回の講座では、人とのコミュニケーションや上手な付き合い方など職場で活かせる感情表現の仕方、伝え方をワークやグループでの話しあいを通して考えます。

柔軟な視点で物事をみることや新たな気づきや発見により、日頃感じるストレスの軽減をめざします。

- 開催日：令和4年2月19日(土) 午後2時～4時半
- 講師：高良 恵利子（社会保険労務士／キャリアコンサルタント）
- 対象者：関心のある方
- 参加人数：20名
- 一時保育数：休止中
- 聴覚障がい者数：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・グループワークで共感してもらえてよかったです。講師から分かりやすく説明してくれたので、とり組めそうなものから、とり組んでいきたいです。(20代)
- ・職場の人間関係で悩んでいた。どう伝えたらいいのかわからなかった。悩みが解消出来るのではないかと参加しました。(30代)
- ・客観的に物事をとらえることの大切さを感じました。エゴイズムな生き方をするコミュニケーション下手な人が多くなっているような気がします。自分から積極的に良識ある行動を意識してよい波動を起こせる人でありたいと思います。(50代)
- ・「物・人の見方の違い。人はそれぞれのちがう見方をとり入れている」という事が大変勉強になりました。(60代)

●講座担当から●

講座では、自分の考え方にはどのようなクセがあるのか、そのクセがもたらすこと、その後の自分の行動とどうつながるのか、認知のしくみについて学びました。まず、思い込みや不安によるいくつかのコミュニケーションパターンから、思考の修正の方法について講話があり、配布資料の「職場での自己表現チェック」シートに記入し、自分が普段、人との対話で感じる感情に向き合い、言いたいことを伝えられているかを確認しました。後半では、「職場でのできごと」について、4人1組でグループワークを行いました。違う職種や立場でも同じような悩みを持つ方もいて、参加者同士の意見交換で感じたことを話し合いました。最後に講師から伝え方のコツについて、3つのポイント「自分の気持ちや考えに向き合い、意見をはっきりとさせること」、「意見を表現するためにスキルを身につけること」、「相手に関心を持ち、気持ちを理解しようとする」との話がありました。

また、物事の起こった事実に対して、多方面から物事をとらえる、立ち止まって考えてみるなどと、繰り返し練習することが考え方のクセの改善になるそうです。そして、事が済んでしまっからの気持ちの切り替えなど、妥協案や解決策を提案できるよう、修復の努力をすること、自分をフォローする準備も必要とのことでした。

06

「面会交流」

離婚後の 子どもの権利を 守るために

新型コロナウィルス感染症の拡大により、外出が制限され、子どもと親、祖父母との関係が「面会交流」によって制限を受けることになっています。

日本では、離婚して子どもを「親権」を「父親側」で行使している、離婚後の父親が「面会交流」の機会を失い、子どもの成長に不利な状況が生じているとされている。離婚後には、子どもが父親と定期的に面会する権利を有する旨が「民法」に定められているが、離婚後は子どもと父親の面会が制限され、子どもの成長に不利な状況が生じているとされている。

離婚後の父親が子どもの成長に不利な状況が生じているとされている。離婚後は、子どもが父親と定期的に面会する権利を有する旨が「民法」に定められているが、離婚後は子どもと父親の面会が制限され、子どもの成長に不利な状況が生じているとされている。

離婚後の父親が子どもの成長に不利な状況が生じているとされている。離婚後は、子どもが父親と定期的に面会する権利を有する旨が「民法」に定められているが、離婚後は子どもと父親の面会が制限され、子どもの成長に不利な状況が生じているとされている。



日 時：2024年3月12日(土)
 午後2時～4時

講師 野間 望子
 弁護士 佐々木 美穂
 会場 日本実業センター 第一会議室

※ 参加費は無料。お申し込みは不要です。

今回は、「面会交流」をテーマに、子どもにとって望ましい離婚後の養育について、野崎聖子弁護士に様々な観点からお話いただきました。

- ## ●受講者の感想、メッセージなど

- ・大切な言葉をたくさんいただきました。物事を見つめる根幹になる視点を教えていただき、元気になりました。(30代)
- ・「子どものため」を考える時間になりました。保護者だけでなく、関わる大人が、子の気持ちを受けとめ、耳を傾けることなど、子どもとの向き合い方を考えさせられました。(40代)
- ・子どもの発達段階や意思を尊重した支援について考えさせられました。(50代)

面会交流は誰のために行うのかを、改めて問い直す時間となりました。

07 おとなが学ぶ 子どもの「スマホやネット」の世界

なは女性センター講座2021

おとなが学ぶ 子どもの「スマホやネット」の世界！

日時 2022年 3月26日(土)

午後2時～4時

講師 島袋 琏/モバイルプリンス

(スマートフォンアドバイザー)

対象者 関心のある方

定員 24人 (定員超過の場合は抽選)

会場 なは女性センター 第2学習室

※会場は雨天決行、中止となります。お申し込み後、お申し込みの日の前日(25日)まで、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

※お申し込み後、お申し込みセンターへお電話ください。

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、小中高校ではオンライン授業が本格導入されました。スマートフォンやインターネットが子どもたちにとって身近で便利な道具となる一方、不確かな情報に惑わされ、トラブルに発展するケースもあります。講師の、モバイルプリンスさんこと島袋琏さんは、「スマホやネットは『車』と似ています。マナーを守って運転を行えば、遠くまですぐに移動できる便利な相棒になります。一方、無免許で運転すると人を傷つけてしまう『凶器』になります。自分が傷つかない、あるいは誰かを傷つけないためにもマナーや仕組みを知ることが大切です。」と話します。

今回の講座では、おとなも子どもも、楽しく、安全にスマホやネットを使用する方法と、オンライン上の「子どもたちの世界」について学びました。

■開催日 : 令和4年3月26日(土) 午後2時～4時

■講師 : 島袋 琏/モバイルプリンス(スマートフォンアドバイザー)

■対象者 : 関心のある方

■参加人数 : 12人

■一時保育数 : 休止中

■聴覚障がい者数 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・終始、とても分かりやすい説明で、スマホやネットの世界を理解することができました。保護者が子ども達と一緒にYouTubeやゲームを見るというお話に目から鱗でした。(30代)
- ・保育園休業中に、子どもにアニメを見せて仕事をしていたら、「一人で遊べない、アニメを見せろ!」と、暴れるほどになって、依存性が高いと感じたことから参加しました。(40代)
- ・生まれたときからスマホやネットが身近にある子どもたちは、親世代の私たちとは意識も感覚も異なるんだろうなと思い、興味があり、受講しました。(40代)
- ・キケン性も伝えながら、適切なつき合い方、使い方を親子で一緒に考えていきたいです。本質的には、安心できる環境づくりが大切だと改めて感じました。(40代)

●講座担当から●

琉球新報「りゅうPON!」や、RBCiラジオ「アップ!!」のコメンテーターとしてご活躍中の、島袋琏さんに、スマートフォンやインターネットから派生する問題についてお話いただきました。

スマートフォンは、様々なアプリケーションをインストールすることで、通話やメールなどの通信機能のほかに、カメラや動画の再生、ゲーム、無料通話、地図など、パソコンと同じく多様な機能を使うことができる情報端末です。

おとなでも、LINE等の操作で、メッセージを送る相手を間違えるという単純なミスから、相手との信頼関係を崩してしまう場合があります。子どもたちの間では、スマホやネット上での悪口や無視、仲間はずれなどが行われるケースが出ています。

講座は、スマホ・ネットの「構造の問題」を知ることから始まり、出会い系サイトなどの「サイバー犯罪」の中で起こるグルーミングや「面白すぎるゲーム」へ「はまり込む」構造について学びました。ゲームに捕らわれ、ゲーム課金を続けてしまうのは、フィニッシュのないゲームの「面白すぎる」ことも一因です。「時間の主導権をゲームに奪われてしまう」という言葉が強烈に残りました。

スマホ以外の「息抜き」として、「コーピングリスト」=自分自身の気晴らしの方法をリストアップすることを勧められました。大事なことは、親子でのルール作りの前に、おとな自身がスマホやSNS(Social Networking Service)について学ぶことだと再確認しました。終始、軽快なテンポで、分かりやすい島袋琏さんのお話に、参加者は集中し聴講していました。

後援事業

	イベント名	主催・後援団体	開催日時・場所
1	九州 RAINBOW PRIDE 2021	主催：九州レインボープライド実行委員会 後援：福岡県、那覇市 他	2021 年 ・11 月 6 日（土） 午前 10 時～午後 5 時 ・11 月 7 日（日） 午前 10 時～午後 5 時 九州レインボープライド 公式ホームページ（オンライン開催）
2	ピンクドット沖縄 2021	主催：一般社団法人ピンクドット 沖縄 後援：沖縄県、那覇市 他	2021 年 12 月 11 日（土） 午後 1 時～6 時 琉球新報ホール

レインボー交流会 第43回～第46回

レインボー交流会は、レインボーなは宣言(*1)を受けて平成27年9月に開始しました。「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語り合いたいけど、なかなか普段の友達とは話せなくて」…という市民の声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。

交流会は、グラドルルールに従って進行し、みんなが安心して語り合える場所づくりに努めています。年齢は不問、那覇市民でなくてもかまいません。レインボーなは宣言の趣旨に賛同いただける方なら、どなたでも参加できます。

平成29年4月から、運営をこれまでの参加者で結成された市民団体「ていーだあみ」(*2)(旧「にじいろ オハナ!」)に移行しています。

*1 レインボーなは宣言とは？

『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の通称です。

那覇市は、平成27年7月19日、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)を含む性の多様性を尊重する宣言を行いました。

*2 「ていーだあみ」とは？

セクシュアルマイノリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信していくグループです。

	開催日	テーマ	参加人数
第43回	令和3年5月8日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	感染症拡大防止のため延期
	令和3年6月12日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	感染症拡大防止のため中止
第44回	令和3年10月30日(土) 14:00～15:00	「末吉公園を散歩しよう」 (会場:末吉公園)	8人
第45回	令和3年12月25日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	10人
第46回	令和4年3月19日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	7人

*会場:なは女性センター

*対象者:関心のある方 定員:各回30人

*主催:市民団体「ていーだあみ」

6 令和4（2022）年度予算

（単位千円）

事業	令和4年度	令和3年度	増減額	備考
男女共同参画計画推進事業	217	385	△168	・委員報酬 ・費用弁償
女性センター管理運営	20,276	20,001	275	・会計年度任用 職員報酬 ・講師謝礼 ・図書購入費等
「思春期の心と体」のための意識啓発事業	717	843	△126	業務委託料
男女共同参画研修参加費補助事業	200	200	0	補助金
合計	21,410	21,429	△19	

7 令和4（2022）年度事業概要

- （1） 那覇市男女共同参画計画（第2次那覇市DV防止基本計画、那覇市女性活躍推進計画）の推進に関すること
 - ・男女共同参画会議の開催及び男女共同参画行政推進委員会の開催
 - ・DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議の開催
 - ・男女共同参画研修参加費補助事業
 - ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業
- （2） 男女共同参画社会の形成に関すること
 - ・第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理
 - ・令和4年度男女共同参画週間の取組（6月23日～29日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
 - ・第25回那覇市男女平等週間の取組（9月20日～26日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
関連主催講座の開催
 - ・性の多様性の尊重に関する取組
「パートナーシップ登録」から「パートナーシップ・ファミリーシップ登録」へ制度拡充
- （3） なは女性センターの事業に関すること
 - ・センター講座の開催
 - ・相談業務（電話・面接・法律相談）
 - ・センターの管理・運営
 - ・図書、各種資料等の収集及び提供
 - ・広報事業（センターだより・ホームページ・Facebook など）

8 令和4（2022）年度年間行事予定

4月	
5月	・第1回那覇市男女共同参画会議
6月	・那覇市男女共同参画研修参加補助金 (募集期間：令和4年6月6日～令和5年1月31日) ・講座『ヤングケアラー：理解を深めて「できること」を考える』(6月11日) ・男女共同参画週間(6月23日～6月29日)
7月	・講座『いま知りたい！ おとなが学ぶ、こどものための生と性(未就学児～小学校低学年編)』(7月2日) ・講座『いま知りたい！ おとなが学ぶ、こどものための生と性(小学校高学年～思春期編)』(7月16日)
8月	
9月	・講座『暮らしの中の「ジェンダー表現」を考える』(9月15日) ・那覇市男女平等週間(9月20日～9月26日)
10月	★なは女性センター開設26周年(10月1日)★ ・「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」施行(10月1日) ・開設26周年 特別講演『沖縄、若年妊娠・出産を考えるー調査と支援の現場から』(10月1日) ・講座『殴る・蹴るだけがDVじゃない！～ガスライティング(心理的虐待)を考える～』(10月29日)
11月	・講座『育休パパのリアルトーク～男性育休は家庭と職場にメリットいっぱい！』(11月2日) ・講座『働く人のためのメンタルヘルスケア～考え方のクセと、コミュニケーションのコツ～』(全2回) ①11/19(土)14時～16時 考え方のクセと感情コントロール ②11/26(土)14時～16時 対人関係と伝え方のコツ ・児童虐待防止月間 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日) ・共催イベント「Pink dot Okinawa 2022」(11月20日)
12月	・講座『今！憲法9条・24条・25条を考える』(12月10日)
1月	・講座『ジェンダーあれこれ☆まわし読み新聞』(1月16日) ・講座『沖縄はなぜ離婚率が高いのか？～戦後沖縄女性史をひも解く～』(1月28日)
2月	・女性の健康週間(3/1～3/8) ・講座(予定)
3月	・女性の健康週間(3月1日～3月8日)

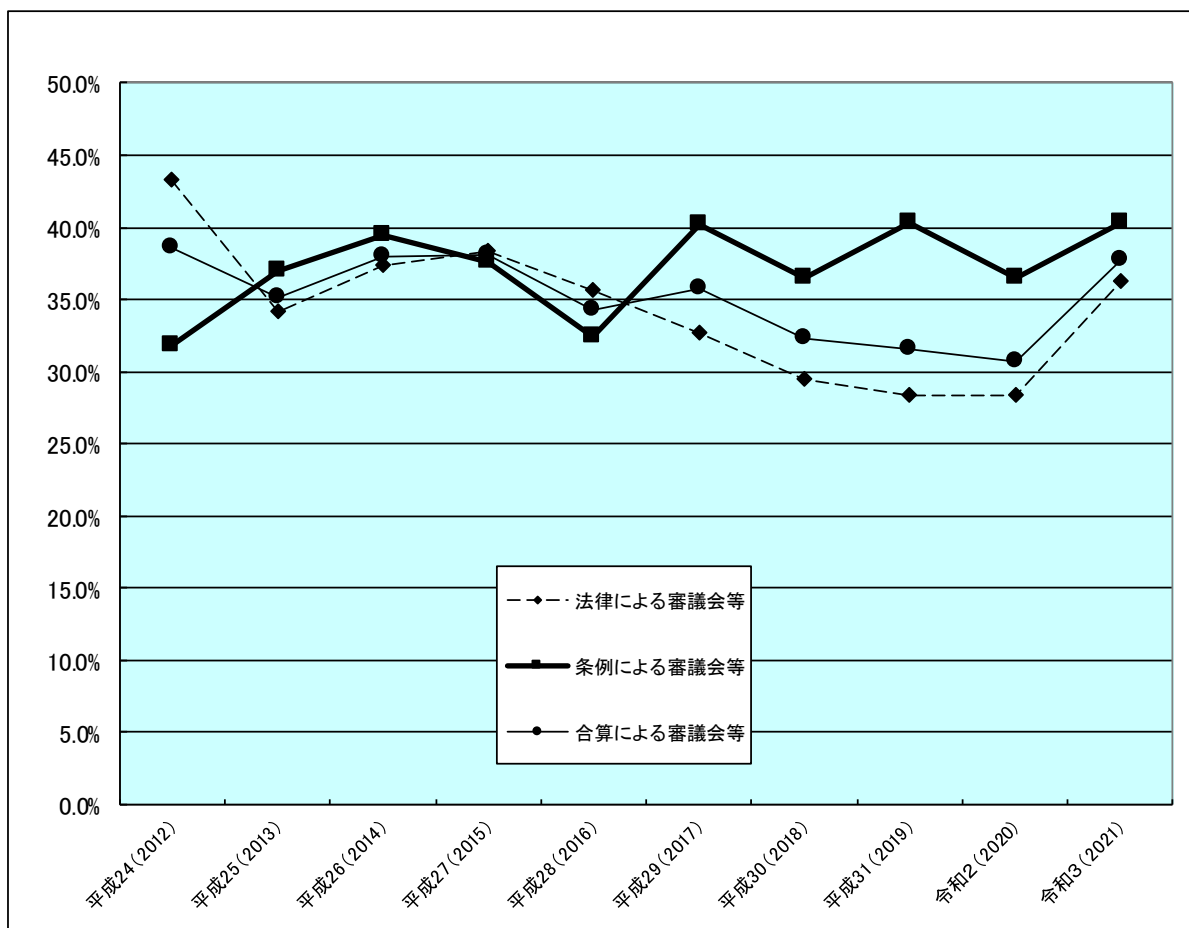
9 那覇市の審議会等委員への女性登用状況

各年度 4月1日現在	法律による審議会等				条例による審議会等				合算による審議会等			
	女	男	合計	女性の比率	女	男	合計	女性の比率	女	男	合計	女性の比率
平成24(2012)	149	195	344	43.3%	77	165	242	31.8%	226	360	586	38.6%
平成25(2013)	129	248	377	34.2%	80	136	216	37.0%	209	384	593	35.2%
平成26(2014)	145	243	388	37.4%	66	101	167	39.5%	211	344	555	38.0%
平成27(2015)	146	235	381	38.3%	65	108	173	37.6%	211	343	554	38.1%
平成28(2016)	144	260	404	35.6%	88	184	272	32.4%	232	444	676	34.3%
平成29(2017)	112	231	343	32.7%	97	144	241	40.2%	209	375	584	35.8%
平成30(2018)	135	323	458	29.5%	111	193	304	36.5%	246	516	762	32.3%
平成31(2019)	151	383	534	28.3%	83	123	206	40.3%	234	506	740	31.6%
令和2(2020)	154	390	544	28.3%	80	139	219	36.5%	234	529	763	30.7%
令和3(2021)	118	208	326	36.2%	75	111	186	40.3%	193	319	512	37.7%

※法律による委員会等とは、地方自治法第180条の5に基づく委員会等(教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価委員会)、及び地方自治法第202条の3に基づく審議会等(防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険運営協議会・土地区画整理審議会・建築審査会・介護認定審査会・青少年問題協議会・社会教育委員会・スポーツ振興審議会・図書館協議会・都市計画審議会・地域再生協議会・那覇市立病院評価委員会・土地区画整理事業評価委員会)を指す。

※条例による審議会等とは、那覇市附属機関の設置に関する条例等を指す。

※要綱による審議会等は、令和3年度より省略。



10 那覇市における主査級以上の女性職員

(各年4月1日現在)

		平成28年(2016)			平成29年(2017)			平成30年(2018)			平成31年(2019)			令和2年(2020)			令和3年(2021)		
		総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率
職員数		2,391	896	37.5%	2,412	906	37.6%	2,427	925	38.1%	2,433	932	38.3%	2,481	957	38.6%	2,489	984	39.5%
部長級		21	1	4.8%	20	1	5.0%	20	1	5.0%	21	2	9.5%	21	2	9.5%	21	3	14.3%
副部長級		36	4	11.1%	34	4	11.8%	35	4	11.4%	31	4	12.9%	30	6	20.0%	31	4	12.9%
課長級		162	20	12.3%	157	23	14.6%	160	27	16.9%	166	30	18.1%	167	31	18.6%	166	32	19.3%
管理職合計		219	25	11.4%	211	28	13.3%	215	32	14.9%	218	36	16.5%	218	39	17.9%	218	39	17.9%
主幹級	行政職	257	52	20.2%	261	53	20.3%	266	49	18.4%	271	81	29.9%	278	63	22.7%	278	69	24.8%
	保育教諭(主幹)	7	7	100.0%	6	6	100.0%	15	15	100.0%	26	25	96.2%	25	24	96.0%	25	24	96.0%
	小計	264	59	22.3%	267	59	22.1%	281	64	22.8%	297	82	27.6%	303	87	28.7%	303	93	30.7%
主査・技査級	行政職	457	129	28.2%	448	133	29.7%	468	153	32.7%	475	160	33.7%	469	170	36.2%	495	180	36.4%
	幼稚園教諭(主任)	32	31	96.9%	29	28	96.6%	16	15	93.8%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	保育教諭(主査)	16	16	100.0%	16	16	100.0%	25	25	100.0%	32	32	100.0%	33	33	100.0%	31	31	100.0%
	保健師(主査)	15	14	93.3%	16	15	93.8%	16	15	93.8%	14	14	100.0%	14	14	100.0%	14	14	100.0%
	小計	520	190	36.5%	509	192	37.7%	525	208	39.6%	521	206	39.5%	516	217	42.1%	540	225	41.7%
総計		1,003	274	27.3%	987	279	28.3%	1,021	304	29.8%	1,036	324	31.3%	1,037	343	33.1%	1,061	357	33.6%

(資料提供：総務部人事課)

※小数点2位以下四捨五入。

※無給・退職派遣職員を含む。

※消防職は上記表の行政職へ算入する。

※主幹級及び主査・技査級の行政職は、特に記載のある職種以外の職員数である。

※単労職員は除く(単労職：総合現業主幹、環境整備主査、運転主査等)。

※那覇市立の幼稚園及び保育所のこども園移行に伴い、保育士及び幼稚園教諭は、保育教諭に職名変更。

条例・規則・規程

○那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
那覇市条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを

いう。

- (2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男

女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。)その他性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(男女平等週間)

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

(審議会等における委員の構成)

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン(平成10年9月20日策定)は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市男女共同参画推進条例(平成17年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づく苦情の申出に必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第14条第1項に規定する書面は、苦情申出書(第1号様式)とする。

(申出の処理)

第3条 条例第14条第1項の苦情の申出をした者に対して、処理の結果について、苦情処理通知書(第2号様式)により通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係) 苦情申出書

年 月 日 那覇市長宛	
申出者住所(団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
那覇市男女共同参画推進条例第14条第1項により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨	
申出の内容	

第 2 号様式(第 3 条関係) 苦 情 処 理 通 知 書

年	月	日
様		
那覇市長		
(処理対応の内容)		

○那覇市男女共同参画会議規則

昭和 60 年 10 月 11 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52 年那覇市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(担任意務)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
- (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 63 年 7 月 11 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年 11 月 19 日規則第 51 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成 11 年 9 月 3 日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程

平成 15 年 3 月 31 日

／訓令第 16 号／教育委員会教育長訓令第 4 号／病院管理規程第 32 号／

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について審議することにより、男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するため、那覇市男女共同参画行政推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政における施策の各部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政推進のため必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。

企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 消防局長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。

人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 子育て応援課 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
(専門部会)

第 7 条 幹事会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する幹事は、幹事長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長、幹事長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に委員会、幹事会又は部会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行す

る。

付 則(平成 16 年 3 月 29 日／訓令第 3 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 3 号／)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 12 月 27 日／訓令第 21 号／教委教育長訓令第 13 号／病管規程第 22 号／)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 28 日／訓令第 10 号／教委教育長訓令第 3 号／)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 3 項中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 29 日／訓令第 6 号／教委教育長訓令第 10 号／)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 30 日／訓令第 2 号／教委教育長訓令第 1 号／)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年 3 月 26 日／訓令第 4 号／教委教育長訓令第 4 号／)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の社会をめざす那覇市男女共同参画計画に基づき、女性の意見を政策の決定過程に反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政委員会
- (2) 法律又は条例に基づき設置される附属機関
- (3) 規則、規程、要綱等に基づき設置される委員会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、各部又は課内に設置される検討会・研究会等

(目標)

第3条 審議会等委員への女性登用に際しては、男女いずれか一方の委員の割合が、40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにすることを目標とする。

(部局長等の任務)

第4条 次に掲げる者(以下「部局長等」という。)は、所管する審議会等委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるように積極的に女性委員を登用するよう努めるものとする。

- (1) 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に掲げる部の長
- (2) 那覇市選挙管理委員会規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第38号)第16条の2に規定する事務局長
- (3) 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第5条に掲げる部の長
- (4) 那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程(昭和48年那覇市農業委員会告示第3号)第2条に規定する事務局長
- (5) 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)第2条に掲げる部の長
- (6) 那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条に規定する消防局長
- (7) 那覇市監査委員事務局処務規程(1966

年那覇市監査委員訓令第1号)第2条に規定する事務局長

- (8) 那覇市議会事務局処務規程(昭和49年那覇市議会訓令第1号)第3条に規程する事務局長

(登用の方法)

第5条 部局長等は、次に掲げる方法等により、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をもって女性委員の登用に取り組むものとする。

- (1) 団体又は関係機関等に委員の推薦を依頼する場合は、その団体の役職に限定せず、その団体に所属する女性の推薦について協力を求めるものとする。
- (2) 学識経験者については、女性人材を把握し、女性の登用に努めるものとする。
- (3) 改選に際しては、他の審議会等との兼任者や長期に及ぶ再任者を極力避け、幅広い女性の登用に努めるものとする。
- (4) 委員の選出基準を見直し、公募制による市民代表枠の設置や選出区分を検討するなど女性の登用に努めるものとする。

(事前調整)

第6条 部局長等は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充に当たっては、総務部長と女性委員の登用率の目標値の達成に向けて事前調整を行うものとする。

2 総務部長は、必要に応じて女性の人材に関する情報を提供するものとする。

(報告)

第7条 部局長等は、毎年度その所管に属する審議会等委員への女性の登用状況を、指定する期日までに、総務部長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱に実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱第6条に係る運用方針

この運用方針は、那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱(平成6年7月25日制定)第6条に規定する各部局長等と総務部長との事前調整に関し、その取り扱いを定めたものである。

1 主管部局長等の報告

審議会等を主管する部局長等(以下「主管部局長等」という。)は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、当該各号に定める事由ごとに当該各号に定める期日までに、那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書(第1号様式)により、総務部長に報告するものとする。

- (1) 新たに審議会等が設置されたとき規則、規程及び要綱の制定後1週間以内
- (2) 任期満了による新たな委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき任期満了日の2月前
- (3) 任期途中の辞任による新たな後任委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき辞任届の提出後1週間以内
- (4) 委員定数の増等による新たな委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき委員定数増等の変更決定後1週間以内
- (5) 前各号に定めるもののほか、新たな委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき委員等の委嘱又は任命予定時期の2月前

2 女性人材情報の提供

総務部長は、主管部局長等から女性人材情報の提供を求められたときは、積極的にこれに応ずるものとする。

3 総務部長との調整

総務部長は、上記1の報告を受けたときは、委員の選任について速やかに主管部局長等と調整するものとする。

4 意見書の添付

審議会等の委員の選任について起案する際は、上記3の調整の結果による総務部長の、那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書(第2号様式)の写しを添付するものとする。

5 実施年月日

この運用方針は、平成14年2月12日から実施する。

第1号様式

年 月 日

総務部長様

部長

那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書

審議会等の委員を選任する予定があるので、下記のとおり報告します。

区 分	内 容			
審議会等の名称				
根拠法等	☐ 地方自治法 180条の5 ☐ 地方自治法202条の3 ☐ 上記以外の法律又は政令、条例 ☐ 要綱、規程、規則等 ☐ その他 根拠法令等名 ()			
現在の委員数	定 数 人	現行委員総数 人	女性委員数 人	女性委員比率 %
今回選任後 予定委員数	予定委員総数 人	選任後女性委員総数 人	選任後女性委員比率 %	
今回選任後要綱3条 の目標を達成するか	☐ 達成する	☐ 達成しない 今後達成するための方法(できるだけ具体的に)		
今回発令の時期	年 月 日			
次期改選の時期	年 月 日			

担当課

課 担当者

電話

第 2 号様式

年 月 日

様

総 務 部 長

那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書

区 分	内 容			
審議会等の名称				
現在の委員数	定 数 人	現行委員総数 人	女性委員数 人	女性委員比率 %
今回選任後 予定委員数	予定委員総数 人	選任後女性委員総数 人		選任後女性委員比率 %
今回選任後要綱 3 条の目標を達成し ているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
今回発令の時期	年 月 日			
総務部長所見				

○なは市民協働プラザ条例

平成26年 9 月 30 日

条例第40号

改正 平成26年12月26日 条例第73号

平成28年3月24日 条例第23号

令和元年9月30日 条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)
- 第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)
- 第4章 なは女性センター(第36条—第41条)
- 第5章 雑則(第42条)
- 付則

第1章 総則

(設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

(施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

(施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅

失するおそれがある者

- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと(なは産業支援センターにおける行為を除く。)
- (5) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

3 年法律第 77 号) 第 2 条第 1 号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長等が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第 9 条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第 12 条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第 2 章 なは市民活動支援センター(第 13 条—第 26 条)

第 3 章 なは産業支援センター(第 27 条—第 35 条)

省略

第 4 章 なは女性センター

(目的)

第 36 条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第 37 条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 学習室

(2) 資料室

(3) 交流室

(4) 相談室

(事業)

第 38 条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業

(2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供

(3) 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業

(4) 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業

(5) その他第 36 条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第 39 条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで

午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 土曜日

午前 9 時から午後 5 時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条の休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(利用者の範囲)

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

(1) 本市に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者

(2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体

(3) その他市長が適当と認めるもの

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定

は、公布の日から施行する。

(なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止)

2 なは女性センター条例(平成8年那覇市条例第11号)及び那覇市NPO活動支援センター条例(平成16年那覇市条例第36号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者に係る経過措置)

4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

付 則(平成26年12月26日条例第73号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第23号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第2号で令和2年3月2日から施行)

○なは女性センター規則

平成26年 9 月 30 日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは女性センターに係る必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第41条第1項の許可(以下「許可」という。)の申請は、なは女性センター利用許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。)から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

(許可の決定)

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位の場合は、抽選又は協議によるものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書(第2号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用期間)

第4条 許可に係る利用期間は、利用を開始した日から起算して3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間の区分)

第5条 許可に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間の区分をしないことができる。

(1) 午前の部

午前9時から午前12時まで

(2) 午後の部

午後1時から午後4時30分まで

(3) 夜間の部

午後5時から午後8時30分まで

(許可の変更)

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 許可を受けたものが当該許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、なは女性センター利用取りやめ届(第5号様式)に利用許可書(前条第2項の許可を受けた場合は、当該変更に係る許可書を含む。)を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(なは女性センター条例施行規則の廃止)

2 なは女性センター条例施行規則(平成8年那覇市規則第29号)は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

なは女性センター利用許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターを利用したいので、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 (利用時間の区分) 午前の部：午前9時から午前12時まで
 午後の部：午後1時から午後4時30分まで
 夜間の部：午後5時から午後8時30分まで

第2号様式(第3条関係)

様 那覇市長 なは女性センター利用許可書 年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用について、 なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり許可します。	第 号 年 月 日	
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 なは女性センターを利用するときは、この許可書を提示してください。

○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議要領

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のため、庁内の関係機関及び関係課が情報を共有し、連携を図りながら支援体制を強化するため、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議(以下、「庁内ネットワーク会議」という。)を設置する。(会議)

第2条 庁内ネットワーク会議は、庁内関係職員でもって構成する。ただし、必要に応じて関係機関の職員を出席させることができる。

2 庁内ネットワーク会議の開催は、年2回とする。ただし、必要に応じこれを変更することができるものとする。

3 庁内ネットワーク会議の進行は、平和交流・男女参画課担当主幹が行うものとする。

4 庁内ネットワーク会議は、平和交流・男女参画課長が召集する。

(活動内容)

第3条 庁内ネットワーク会議の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報交換会を行うこと。
- (2) 研修会を行うこと。
- (3) ケース検討会を行うこと。
- (4) 市民への啓発を行うこと。
- (5) その他

(事務局)

第4条 庁内ネットワーク会議の事務局は、平和交流・男女参画課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他必要な事項は、庁内ネットワーク会議で協議、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱

平成 28 年 7 月 5 日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることが人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップ及びその家族の関係もまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある一方が、他の一方の近親者(3親等内の血族又は3親等内の直系姻族をいう。次条第5号において同じ。)であって、同居する者その他市長が適当と認める者を、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係をいう。

(登録簿への登録等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する2人からの届出に基づき、これらの者及びこれらの者とファミリーシップにある者を、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(以下「登録簿」という。)へ登録する。ただし、当該届出の内容が実態を伴わないものであると認めるときは、この限りでない。

- (1) 互いにパートナーシップにあること。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有すること。

イ 一方が市内に住所を有し、他の一方

が市内への転入を予定していること(当該他の一方が市内に転入した事実を確認できる書類を、届出の日から起算して3月以内に市長に提出することができる場合に限る。))。

- (4) 次のいずれにも該当すること。

ア 現に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。

イ 現に登録簿に登録されていないこと。

ウ 現に他の一方以外の者とパートナーシップにないこと。

- (5) 互いに近親者でないこと(養子縁組による関係であって、当該養子縁組を行う前の関係が近親者でない場合を除く。))。

(届出の方法等)

第4条 前条の届出は、同条の2人が、この要綱及びこれに基づき市長が別に定めるところに同意し、あらかじめ市長と調整して指定された日時に、同時に来所し、次に掲げる書類を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写し(市内への転入を予定している者にあつては、その内容が確認できる書類)

- (2) 前条第4号及び第5号に該当することを確認できる戸籍個人事項証明書又は戸籍抄本(外国籍である者にあつては、婚姻要件具備証明書その他の市長が認める書類)

- (3) その他市長が必要と認める書類

(双方が市内への転入を予定している場合の特例)

第5条 2人が、市内に住所を有しない場合で、第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当し、かつ、届出の日から起算して3月以内に市内に転入した事実を確認できる書類を市長に提出することができるときは、市長は、あらかじめ同条の届出を受け付けることができるものとする。この場合における登録簿への登録は、当該書類の提出があったときに行うものとする。

- 2 前条の規定は、前項の規定により受け付け

る届出について準用する。

- 3 第1項の規定により受け付けた届出は、同項に規定する期間(市長がやむを得ない理由があると認める場合には、その理由により相当と認める期間)内に当該2人から同項に規定する書類が市長に提出されないときは、失効するものとする。

(登録証明書等の交付等)

第6条 市長は、第3条及び前条第1項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けた者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書及び那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード(以下「登録証明書等」という。)を交付するものとする。

(登録証明書等の再交付等)

第7条 市長は、登録者が紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書等再交付依頼書を提出して登録証明書等の再交付を希望したときは、登録証明書等を再交付するものとする。

- 2 登録証明書等の紛失を理由として、前項の規定による登録証明書等の再交付を受けた登録者が、紛失した登録証明書等を発見したときは、速やかに発見した登録証明書等を市長に返還しなければならない。

(登録の事実に関する証明)

第8条 市長は、登録者が那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ事実証明書交付依頼書を提出して登録を受けた事実についての証明を希望したときは、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録に関する事実証明書(以下「事実証明書」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、第3条の届出又はこの項の規定による届出の内容に変更があったときは、その変更の内容が確認できる書類及び変更前の登録証明書等を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届兼登録証明書等再交付依頼書(次項において「変更届兼再交付依頼書」という。)を、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届兼再交付依頼書の提出があったときは、登録簿の内容を変更し、必要に応じて、当該登録者に対し登録証明書等を再交付するものとする。

(登録証明書等の返還)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、那覇市パートナ

ーシップ・ファミリーシップ登録証明書等返還届書を提出し、並びに登録証明書等及び事実証明書を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市外へ転出したとき(一時的な転出の場合を除く。)
- (3) 第3条第3号イに該当して登録を行った場合で、市内への転入を予定していた登録者の一方が、同号イに規定する期間内に市内に転入した事実を確認できる書類を提出しなかったとき。
- (4) 第3条第4号又は第5号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(登録の抹消等)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 登録者の一方が死亡したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な方法により登録を受けたとき。
- (4) 登録証明書等又は事実証明書を不正に利用したとき。

2 市長は、前項(第2号に係る部分を除く。)の規定により登録を抹消したときは、その者に対し、登録証明書等及び事実証明書の返還を求めるものとする。

- 3 第8条の規定は、登録者が登録を抹消された事実について証明を求める場合について準用する。

(通称名の使用)

第12条 性別違和その他市長が特に必要があると認めるときは、登録証明書等に戸籍上の氏名に代えて、又は戸籍上の氏名と併せて通称名(戸籍上の氏名以外の名称であつて、社会生活上使用している氏名をいう。)を用いることができる。

(様式)

第13条 この要綱に規定する文書の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日 総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、あらゆる分野への男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外研修(以下「男女共同参画研修」という。)への参加を促進することを目的とし、男女共同参画研修に参加する市内に住所を有する個人に対し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年那覇市規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 沖縄県女性海外セミナー女性の翼派遣事業

(2) その他市長が必要と認める男女共同参画研修事業

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、5 万円とする。

(補助対象経費及び補助回数)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、前条第 1 項に掲げる事業への参加費用とする。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会費等、その他個人の負担に属する費用は含まないものとする。

2 補助回数は、同一人に対し 1 回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、その定める期日までに、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付申請書(第 1 号様式)に事業概要調書(第 2 号様式)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付決定通知書(第 3 号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して 14 日以内に那覇市男女共同参画研修参加費補助金取下げ承認申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。(概算払)

第 7 条 市長は、交付決定者の申請に基づいて、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 交付決定者が概算払を受けようとするときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金概算払請求書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、第 2 条第 1 項に掲げる事業の終了日から起算して 30 日以内に、那覇市男女共同参画研修参加費補助金実績報告書(第 6 号様式)に事業報告書(別紙 2)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項にかかる参加費用の領収証等については、交付決定者個人名義、又は交付決定者個人が負担した経緯が確認できるものでなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付額確定通知書(第 7 号様式)により、補助金交付

確定額を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定者は、前条の規定により交付額確定の通知を受けたときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付請求書(第 8 号様式)により、市長に対し請求しなければならない。
(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付を受けた者(以下、「補助金受領者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助対象事業に参加しなかったとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、市長は那覇市男女共同参画研修参加費補助金返還命令書(第 9 号様式)によ

り補助金の返還を命じなければならない。

(男女共同参画社会の推進)

第 12 条 補助金受領者は、市における男女共同参画社会の推進に寄与する活動を積極的に行うものとする。

(事業効果の検証)

第 13 条 この要綱は、事業効果を検証し、3 年ごとに見直しを図ることとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会）

男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条－第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条－第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条－第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政

府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充

てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機

関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

令和３年度
那覇市の男女共同参画事業概要

発行日 2022 年 12 月

発 行
那覇市総務部 平和交流・男女参画課
なは女性センター
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1
(なは市民協働プラザ 1 階)
TEL:098-951-3203 FAX:098-951-3204
MAIL:s-heidan002@city.naha.lg.jp

